消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」をご利用いただき誠にありがとうございます。
「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」は、株式会社システプラの「キーパー財務」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のインストール手順や操作手順について説明しています。

目次

1.対応製品 3

2.動作環境 4

3.インストール手順 5

パターン①「達人Cube」からアップデートする場合 5
パターン②「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合 9

4.運用方法 11

パターン①
「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 11
パターン②
「キーパー財務」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 12

5.操作手順 13

パターン①
「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 13
パターン②
「キーパー財務」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 19

6.連動対象項目 27

「キーパー財務」から連動するデータ（連動元） 27
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先） 28
［基礎データ（一般用)］画面 29
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用） 38
消費税の還付申告に関する明細書（法人用） 39
［基礎データ（簡易課税用)］画面 40

7.アンインストール方法 45

8.著作権・免責等に関する注意事項 46

1.対応製品

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」に対応するNTTデータの対応製品及び株式会社シスプラの対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
NTTデータ対応製品	消費税の達人（平成26年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Standard Edition
株式会社シスプラ対応製品	キーパー財務１５

2.動作環境

「消費税の達人(平成26年度版 以降)fromキーパー財務１５」に必要な動作環境は「１.対応製品」(P.3)に記載の［株式会社システプラ対応製品］と同様です。

注意

- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のインストールやプログラムの起動を行うには、「１.対応製品」(P.3）に記載の［株式会社システプラ対応製品］がインストールされている必要があります。
- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」の起動中に、「キーパー財務」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール手順

「消費税の達人(平成26年度版 以降)fromキーパー財務１５」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

> **注意**
>
> インストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

パターン①
「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、［アップデート］をクリックします。

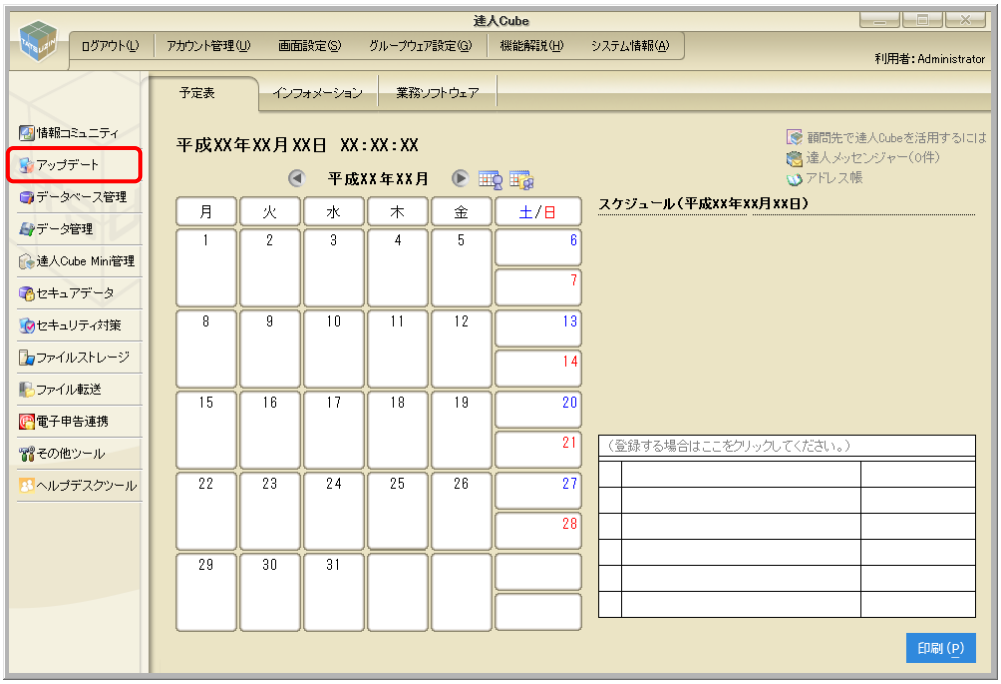

［アップデート］画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。

［オプション］画面が表示されます。

3. [更新情報]タブ―[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]にチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

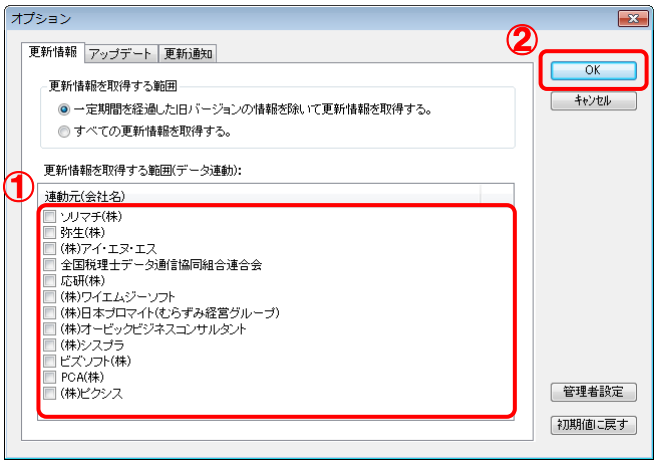

［アップデート］画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。

［データ連動］画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。

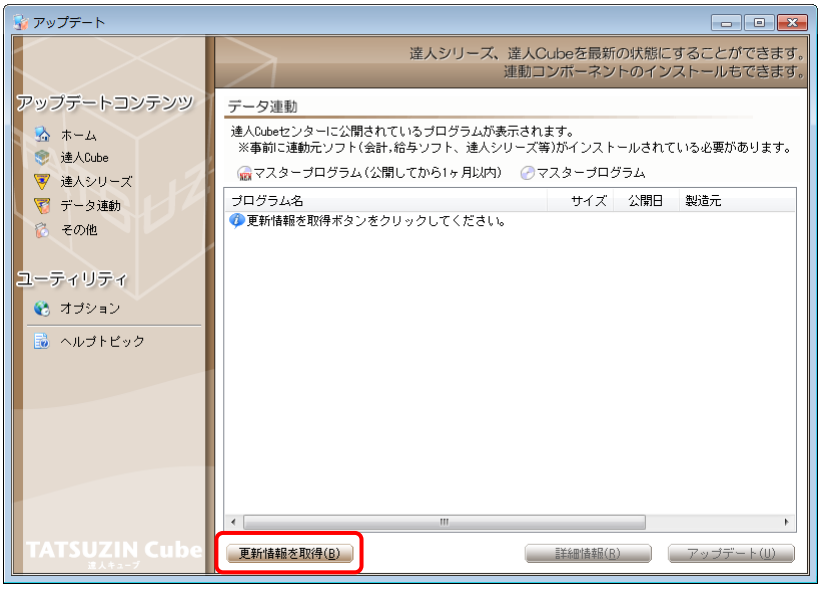

連動コンポーネントが表示されます。

6. **該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。**

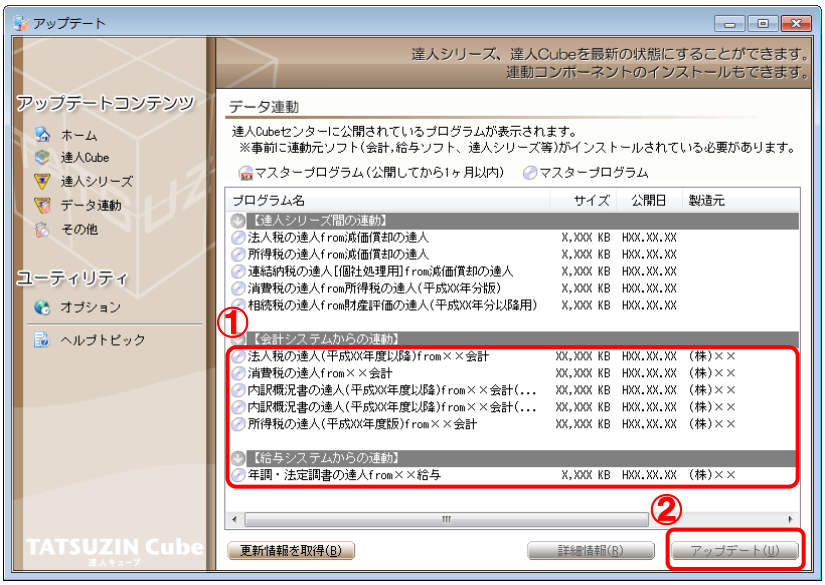

［セットアップウィザード］画面が表示されます。

7. **[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール先の指定］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［参照］ボタンをクリックします。

8. **インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール準備完了］画面が表示されます。

9. **[インストール]ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

10. **[セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のインストールは完了です。

パターン②
「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. **「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトのページ（http://www.tatsuzin.info/rendousoft/）を開きます。**

2. **該当の連動会計・給与ソフトメーカの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

3. **該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。**

画面の一番下に通知バーが表示されます。

4. **[保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。**

［名前を付けて保存］画面が表示されます。

※ Internet Explorer 8 以前のバージョンをご利用の場合は通知バーではなく［ファイルのダウンロードーセキュリティの警告］画面が表示されますので、［保存］ボタンをクリックしてください。

5. **[保存する場所]を指定して、[保存]ボタンをクリックします。**

［保存する場所］に指定した場所にファイルがダウンロードされます。

6. **手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。**

［セットアップウィザード］画面が表示されます。

7. **[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール先の指定］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［参照］ボタンをクリックします。

8. **インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール準備完了］画面が表示されます。

9. **[インストール]ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

10. **[セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」は、「キーパー財務」のデータから中間ファイルを作成します。
データ取り込みの操作方法は、「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①
「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」で作成された中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。

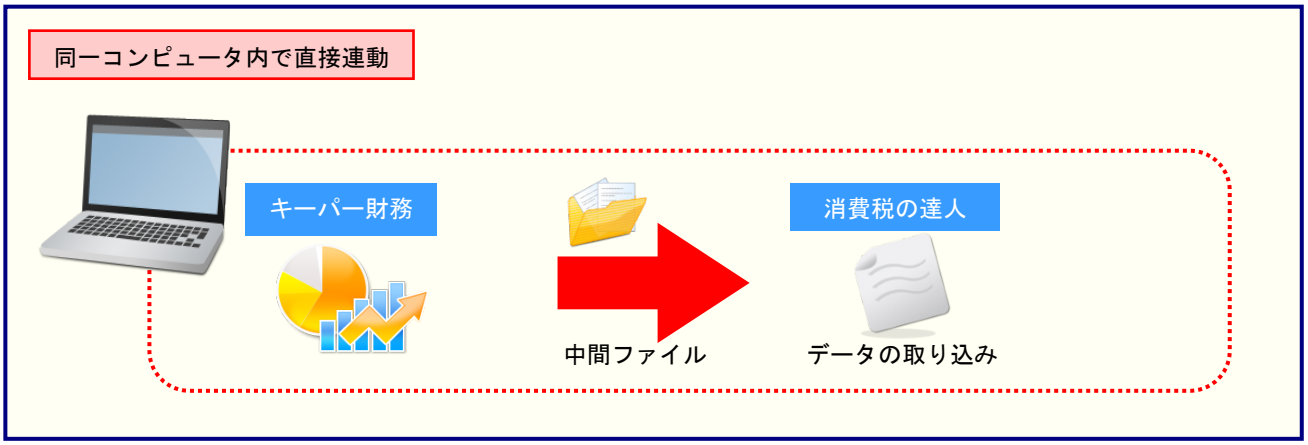

パターン②
「キーパー財務」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「キーパー財務」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。

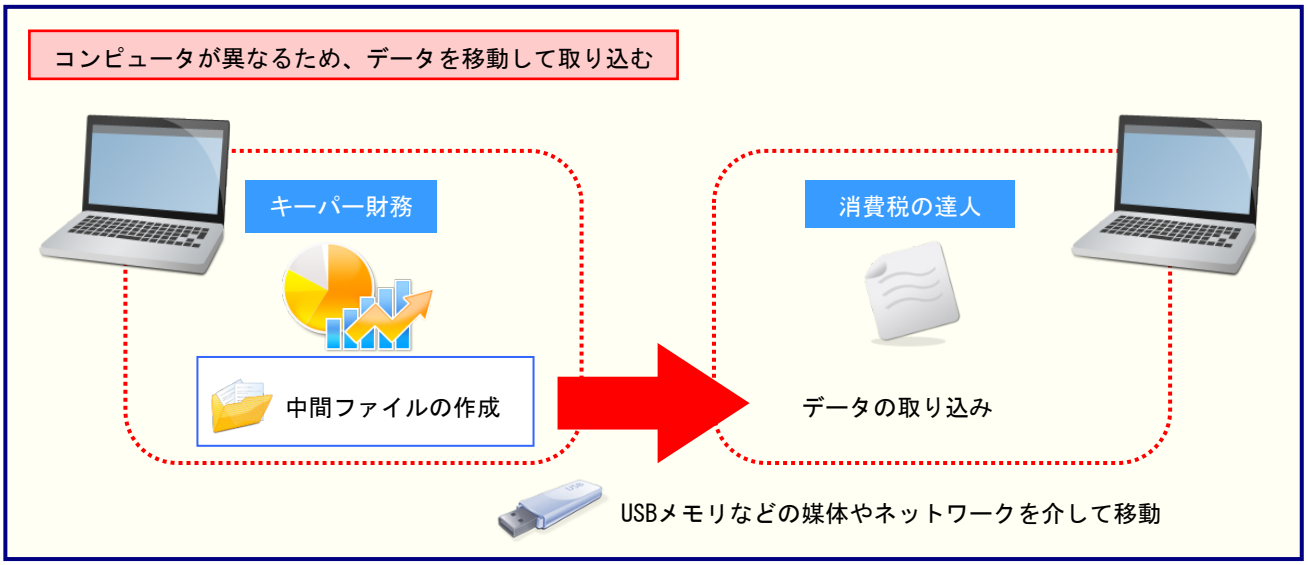

5.操作手順

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「６.連動対象項目」（P.27）を必ずお読みください。
操作手順は、「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①
「キーパー財務」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。

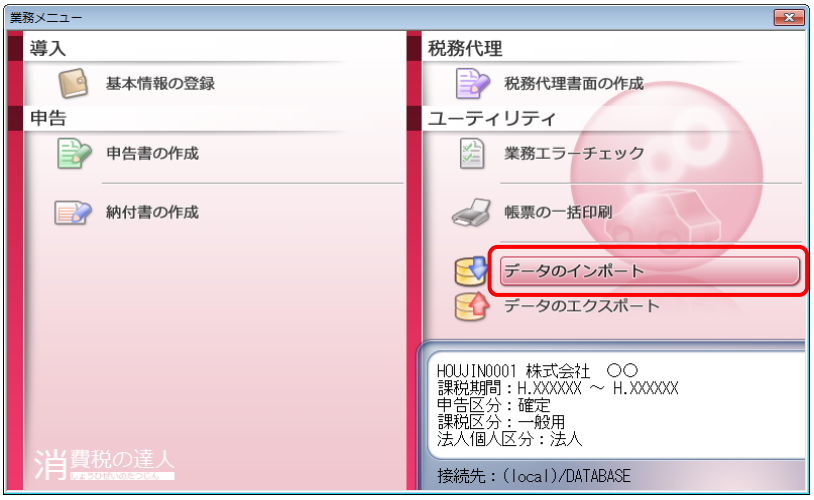

［データのインポート］画面が表示されます。

2. ［キーパー財務１５からのインポート］をクリックして選択し(①)、［確定］ボタンをクリックします(②)。

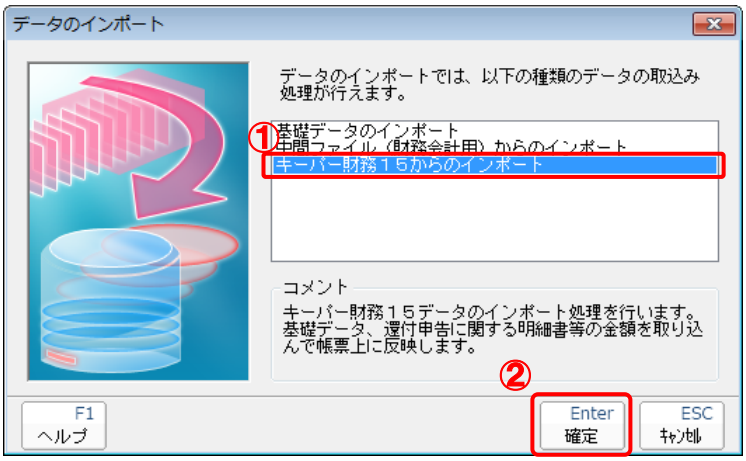

［ログイン］画面が表示されます。

3. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、［OK］ボタンをクリックします(②)。

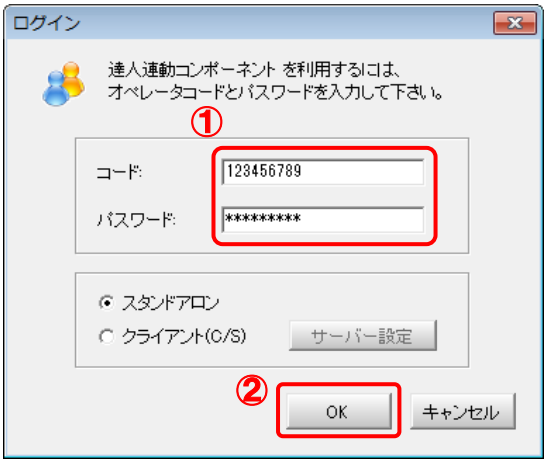

［消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５］画面が表示されます。

4. [次へ]ボタンをクリックします。

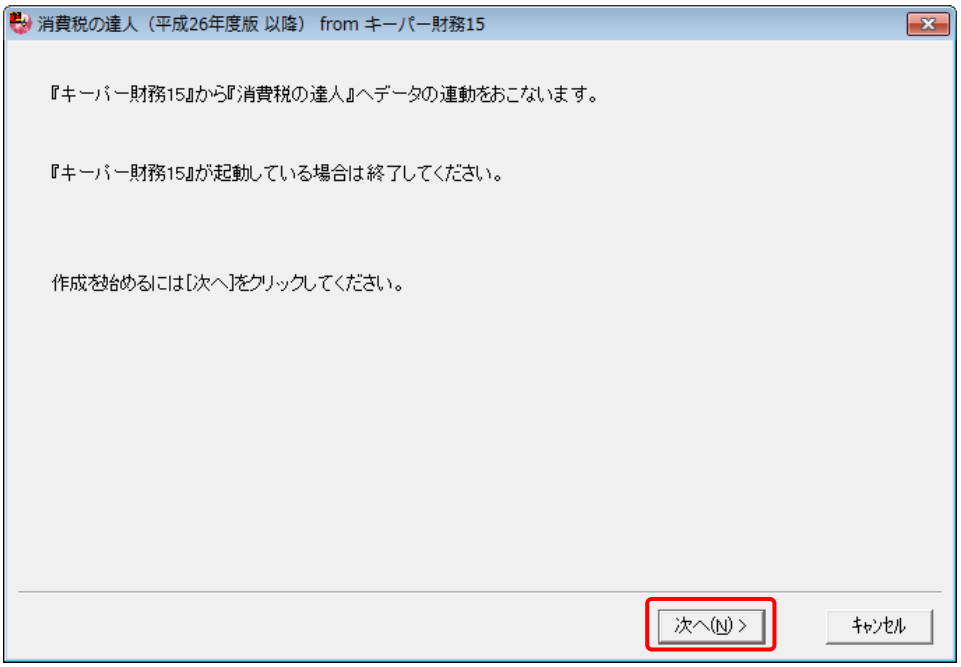

データを選択する画面が表示されます。

5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。

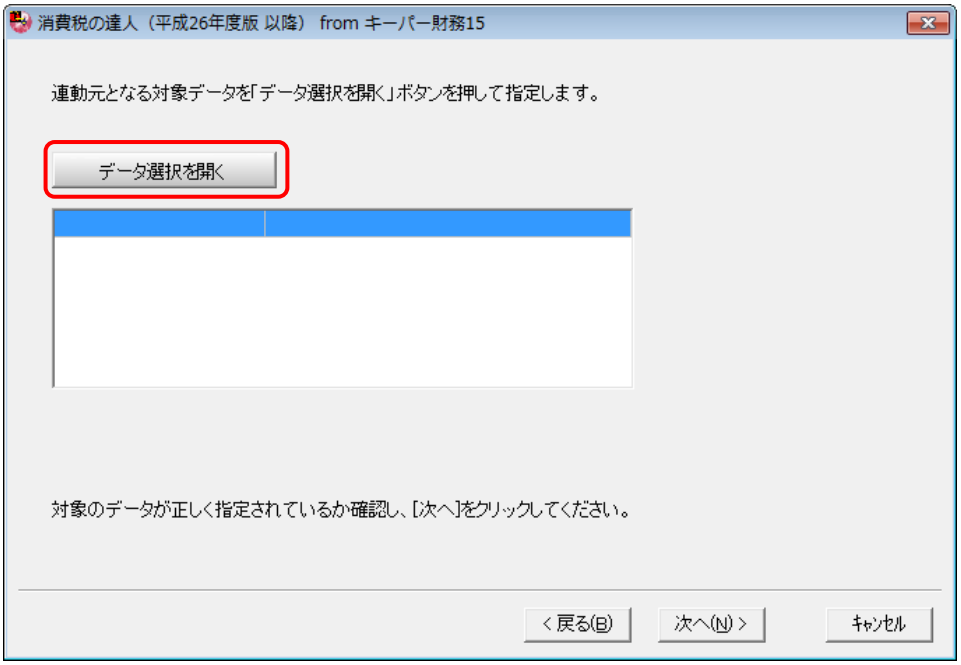

［データ選択］画面が表示されます。

6. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。

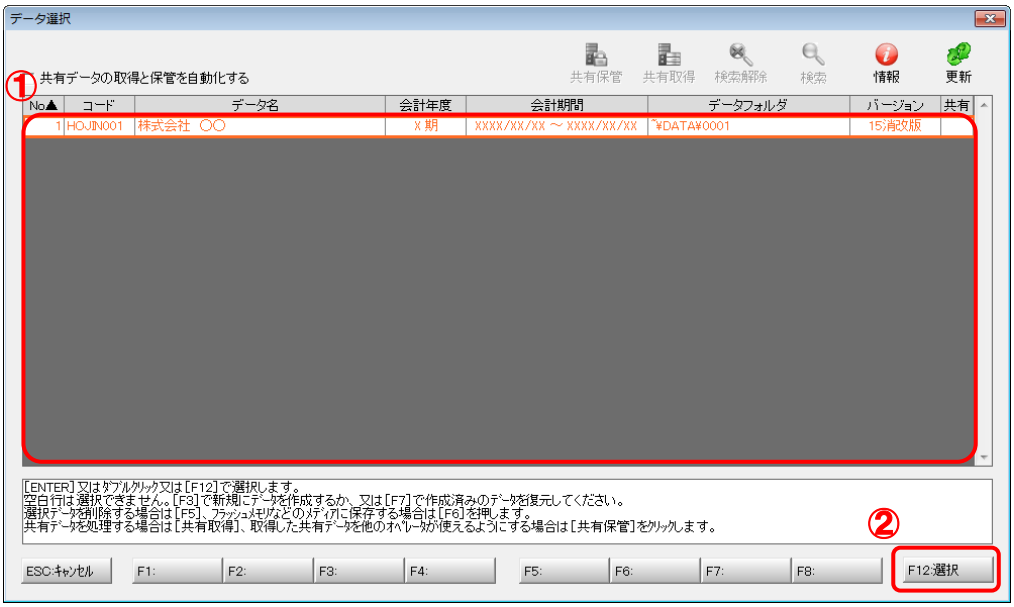

選択したデータの確認画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

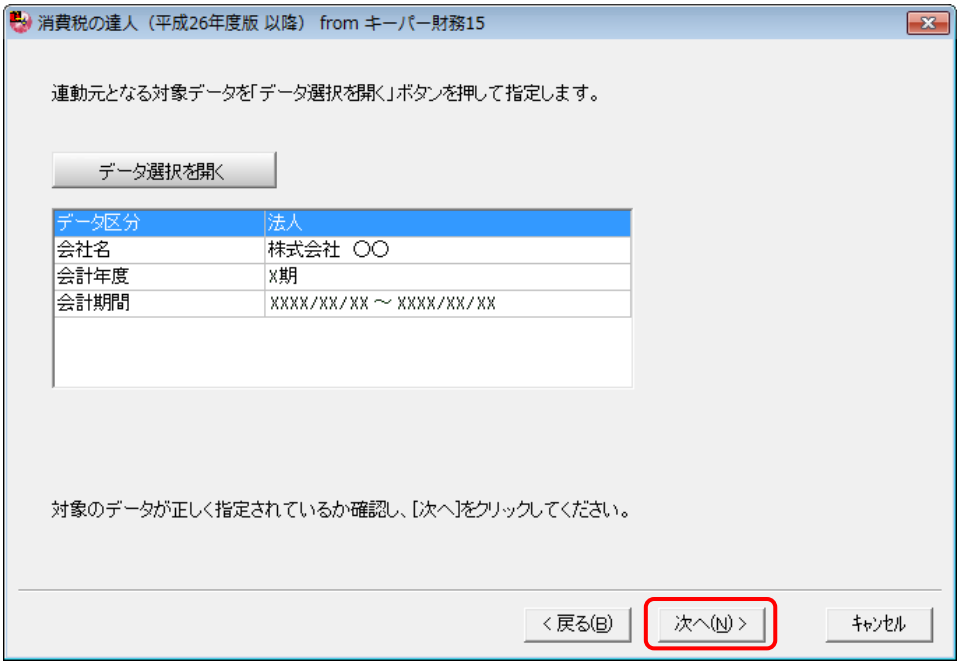

計算条件の設定画面が表示されます。

8. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

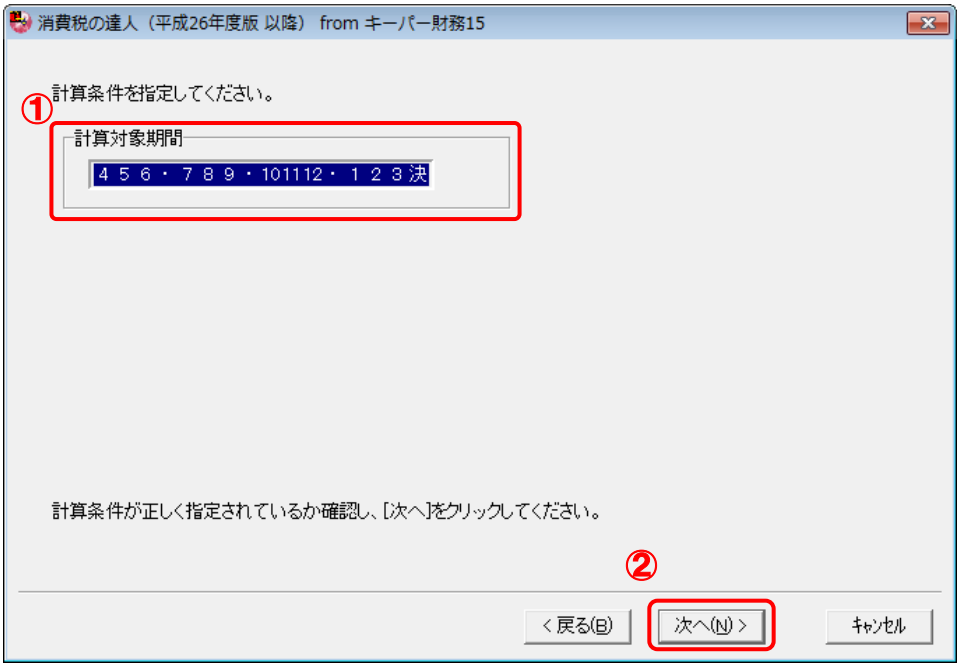

確認画面が表示されます。

9. [完了]ボタンをクリックします。

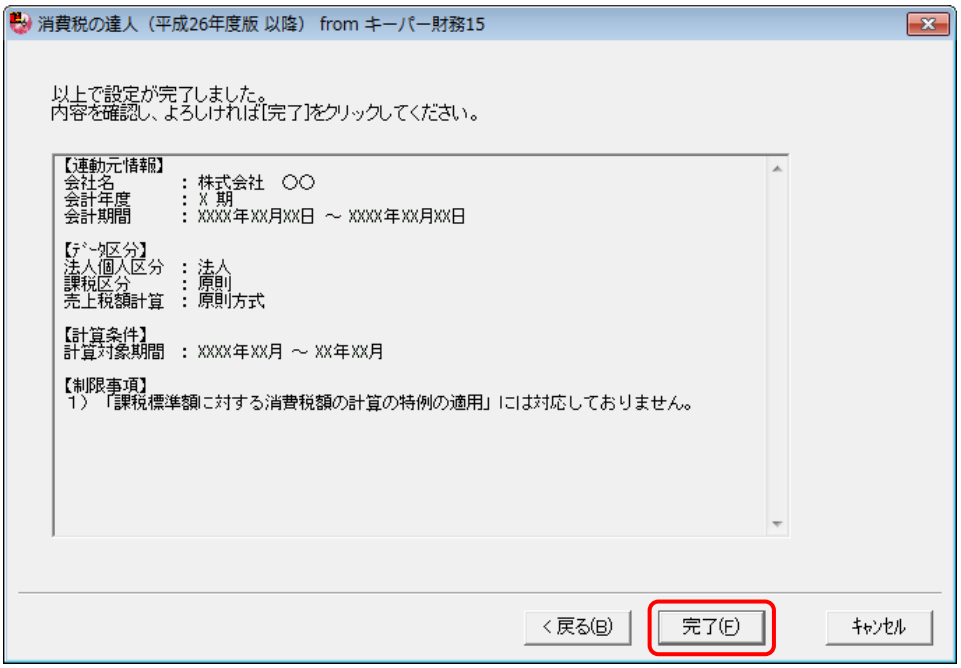

終了画面が表示されます。

10. [OK]ボタンをクリックします。

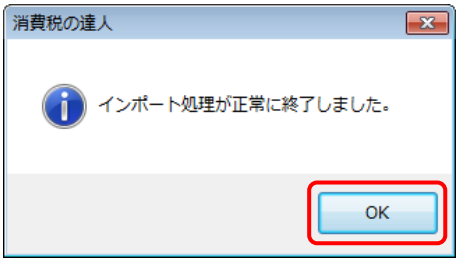

［業務メニュー］画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

パターン②
「キーパー財務」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

1. **Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]－[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」をクリックします。**

［ログイン］画面が表示されます。

※ Windows 8以降の場合は、［アプリ］画面に表示されている「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」をクリックします。

2. **「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し（①）、[OK]ボタンをクリックします（②）。**

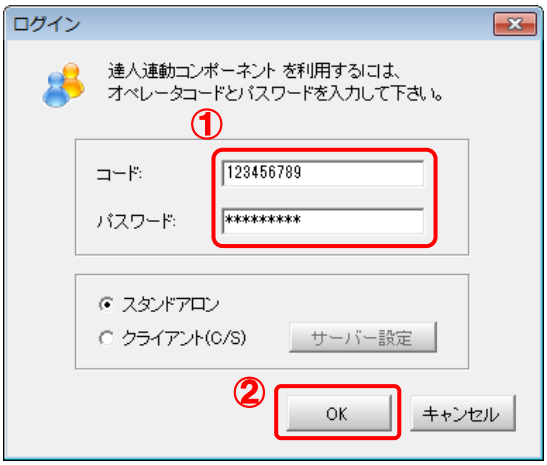

［消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５］画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。

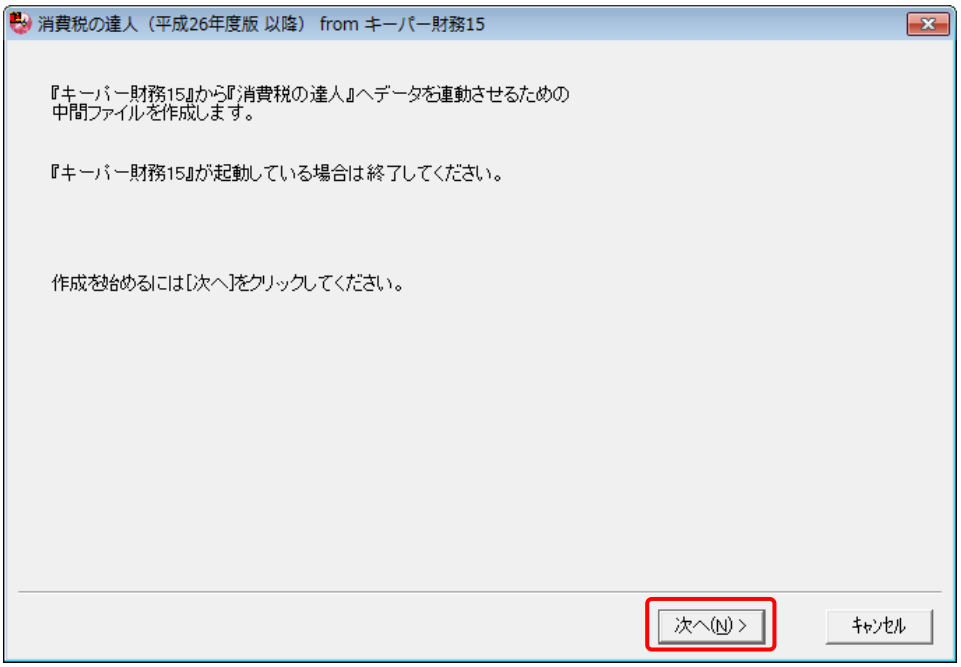

データを選択する画面が表示されます。

4. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。

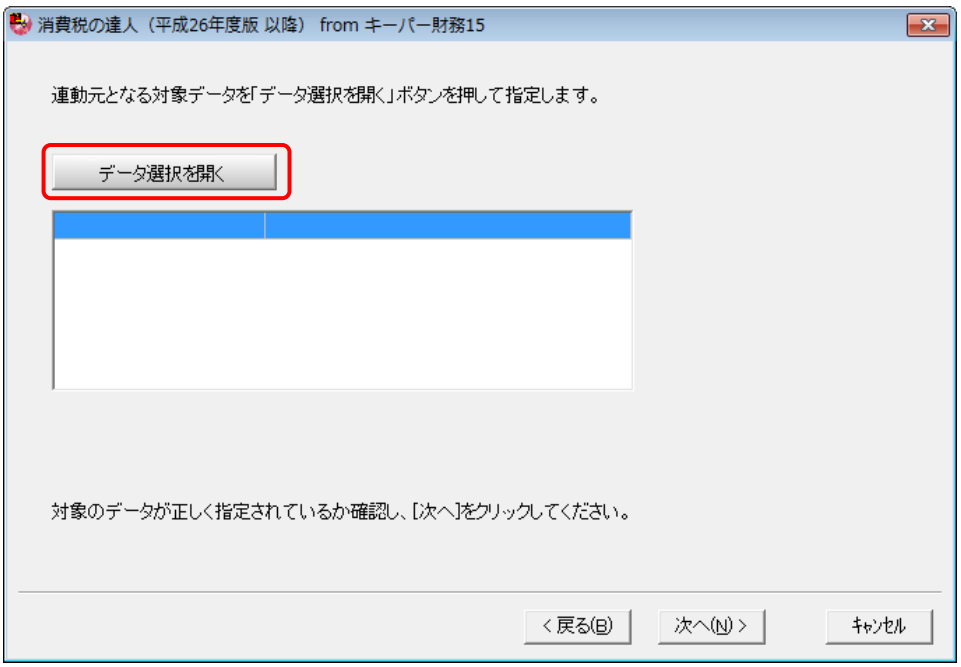

［データ選択］画面が表示されます。

5. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。

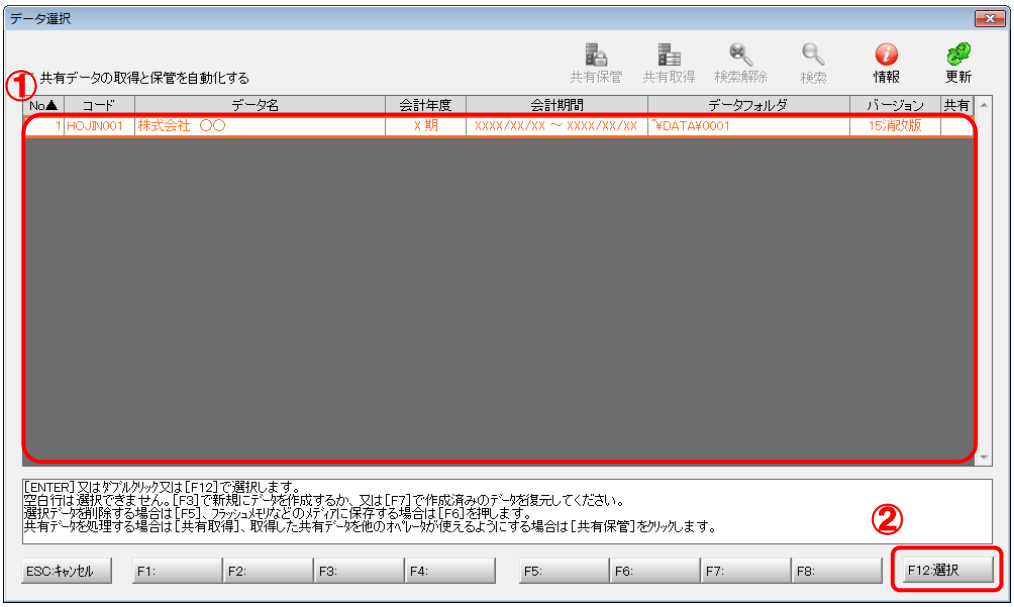

選択したデータの確認画面が表示されます。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

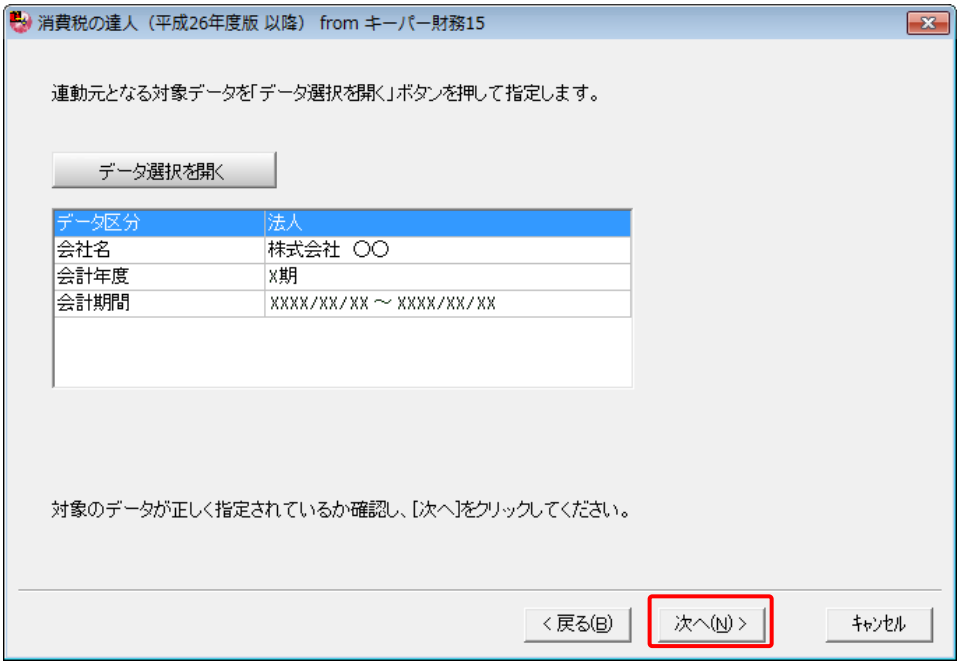

計算条件の設定画面が表示されます。

7. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

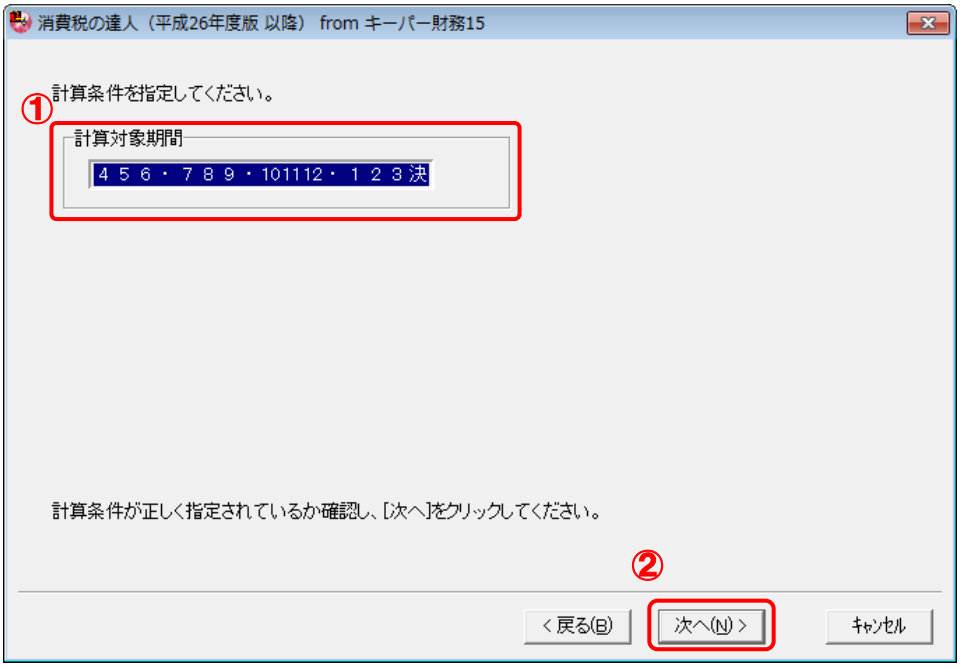

中間ファイルの保存先指定画面が表示されます。

8. [参照]ボタンをクリックします。

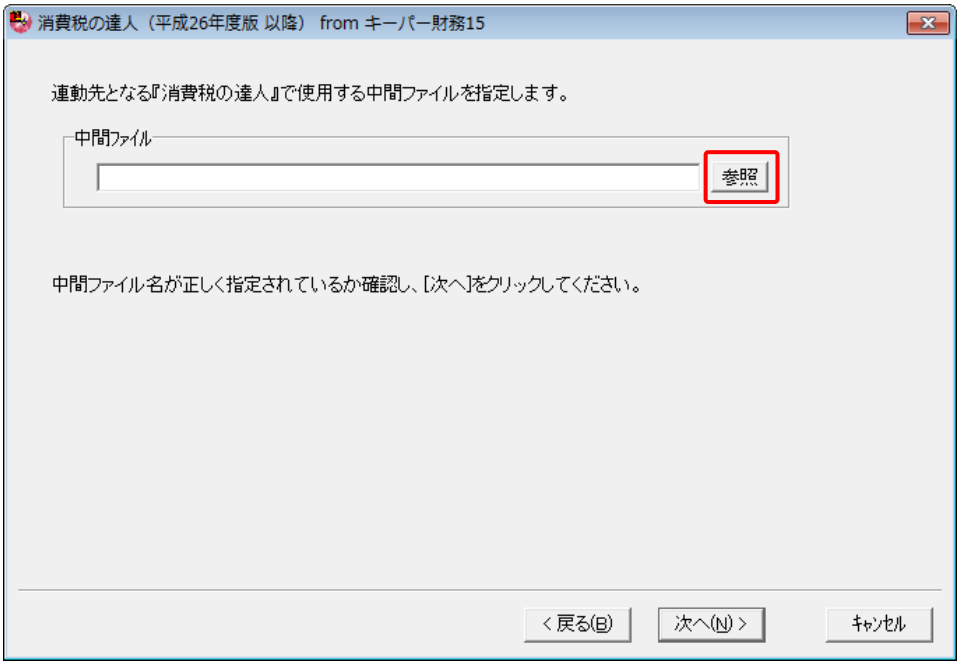

［中間ファイルの指定］画面が表示されます。

9. [保存する場所](①)と[ファイル名]を設定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。

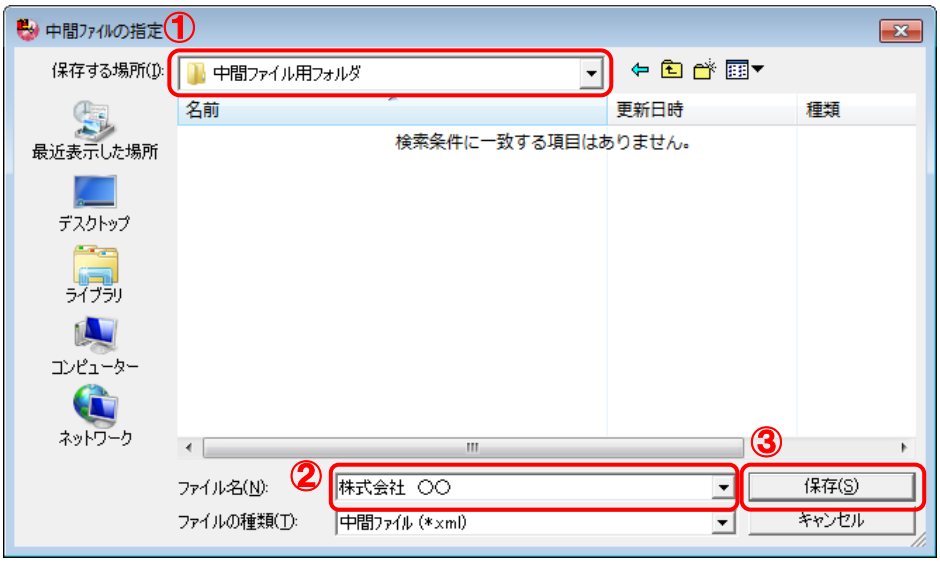

確認画面が表示されます。

※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定して下さい。

10. [次へ]ボタンをクリックします。

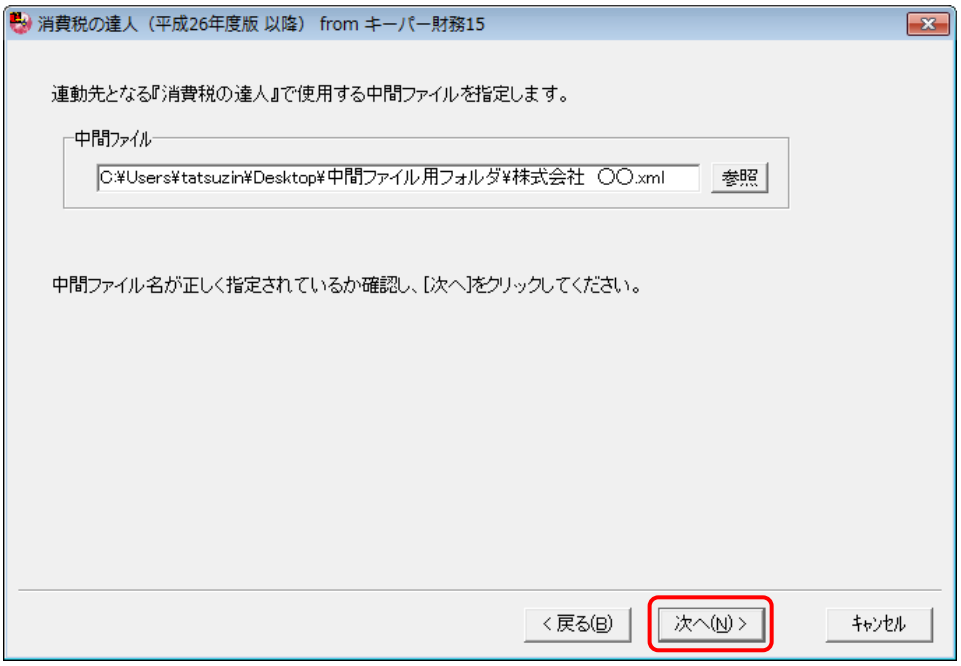

確認画面が表示されます。

11. [完了]ボタンをクリックします。

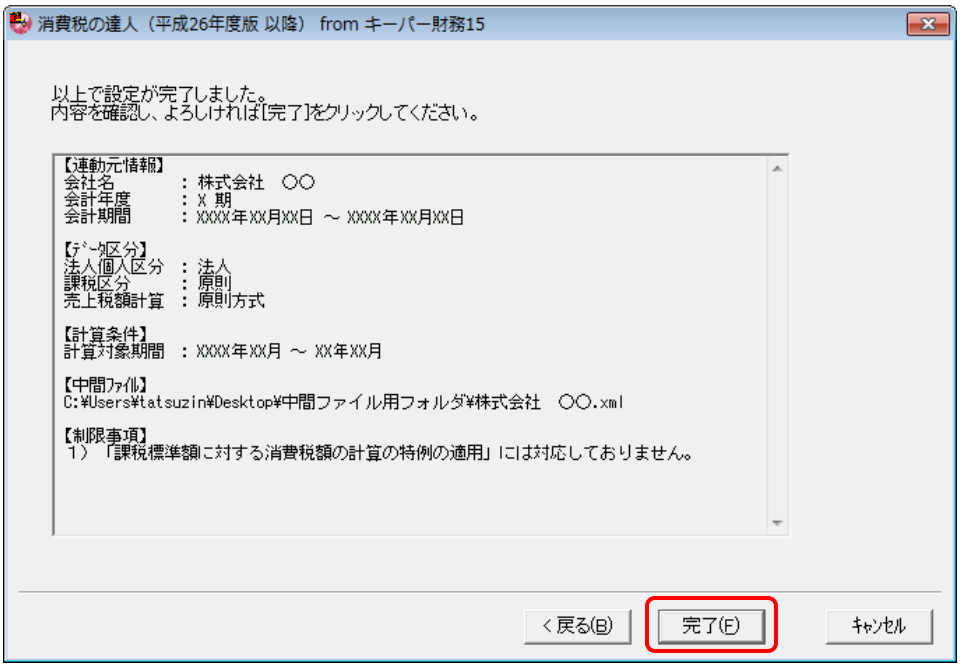

終了画面が表示されます。

12. [OK]ボタンをクリックします。

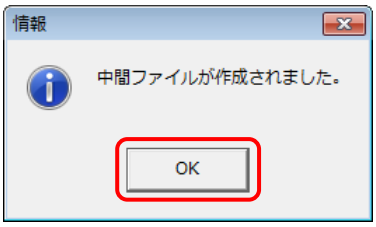

手順9で指定した［保存する場所］に、中間ファイルが作成されます。

13. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

14. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー［データのインポート］をクリックします。

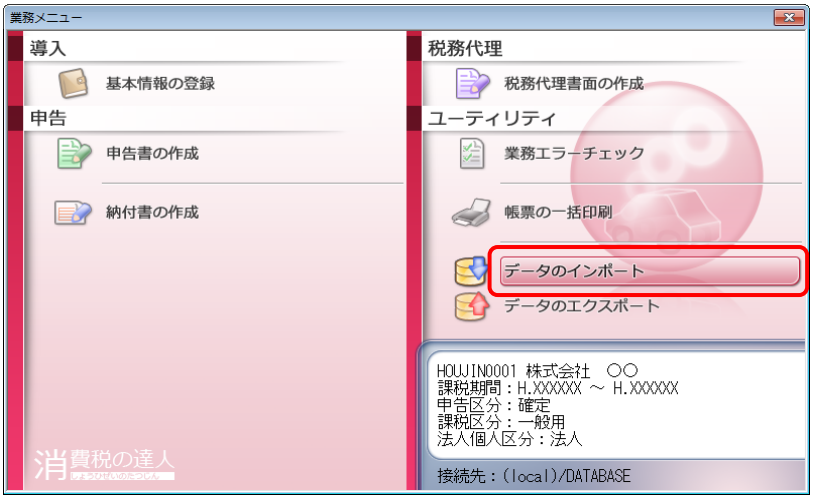

［データのインポート］画面が表示されます。

15. ［中間ファイル(財務会計用)からのインポート］をクリックして選択し(①)、［確定］ボタンをクリックします(②)。

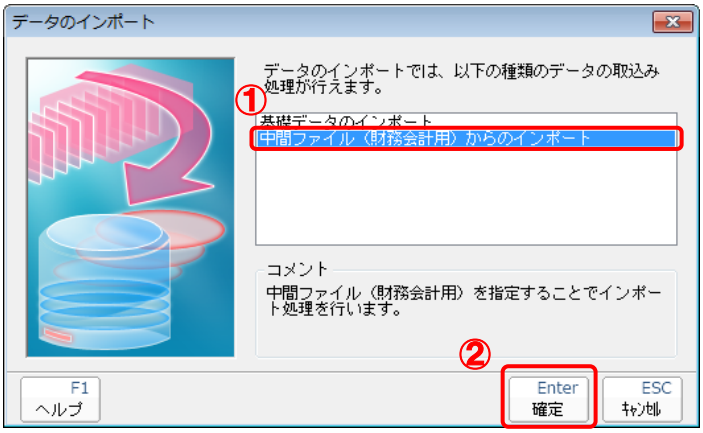

［中間ファイルの選択］画面が表示されます。

16. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。

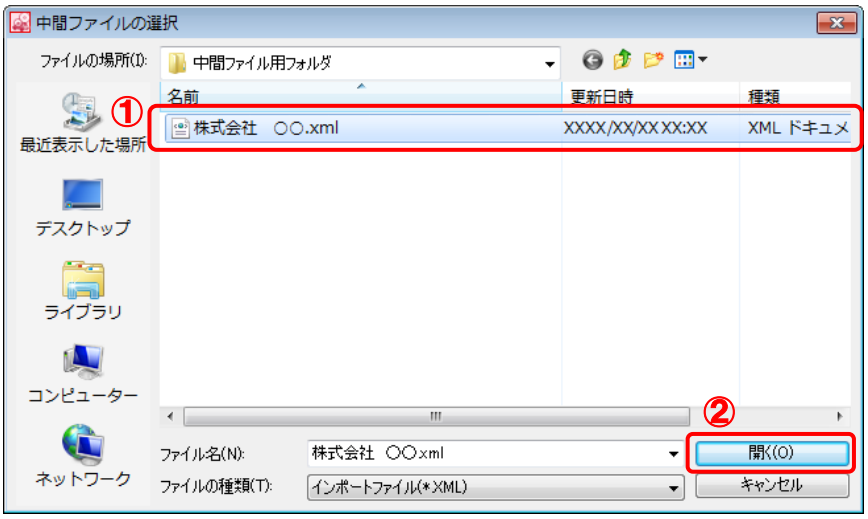

終了画面が表示されます。

17. [OK]ボタンをクリックします。

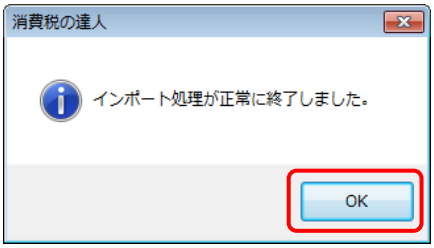

［業務メニュー］画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」では、「キーパー財務」の消費税内訳書よりデータを取り込みます。

「キーパー財務」から連動するデータ(連動元)

「キーパー財務」からはメニュー［消費税］－［消費税内訳書］のデータが連動されます。

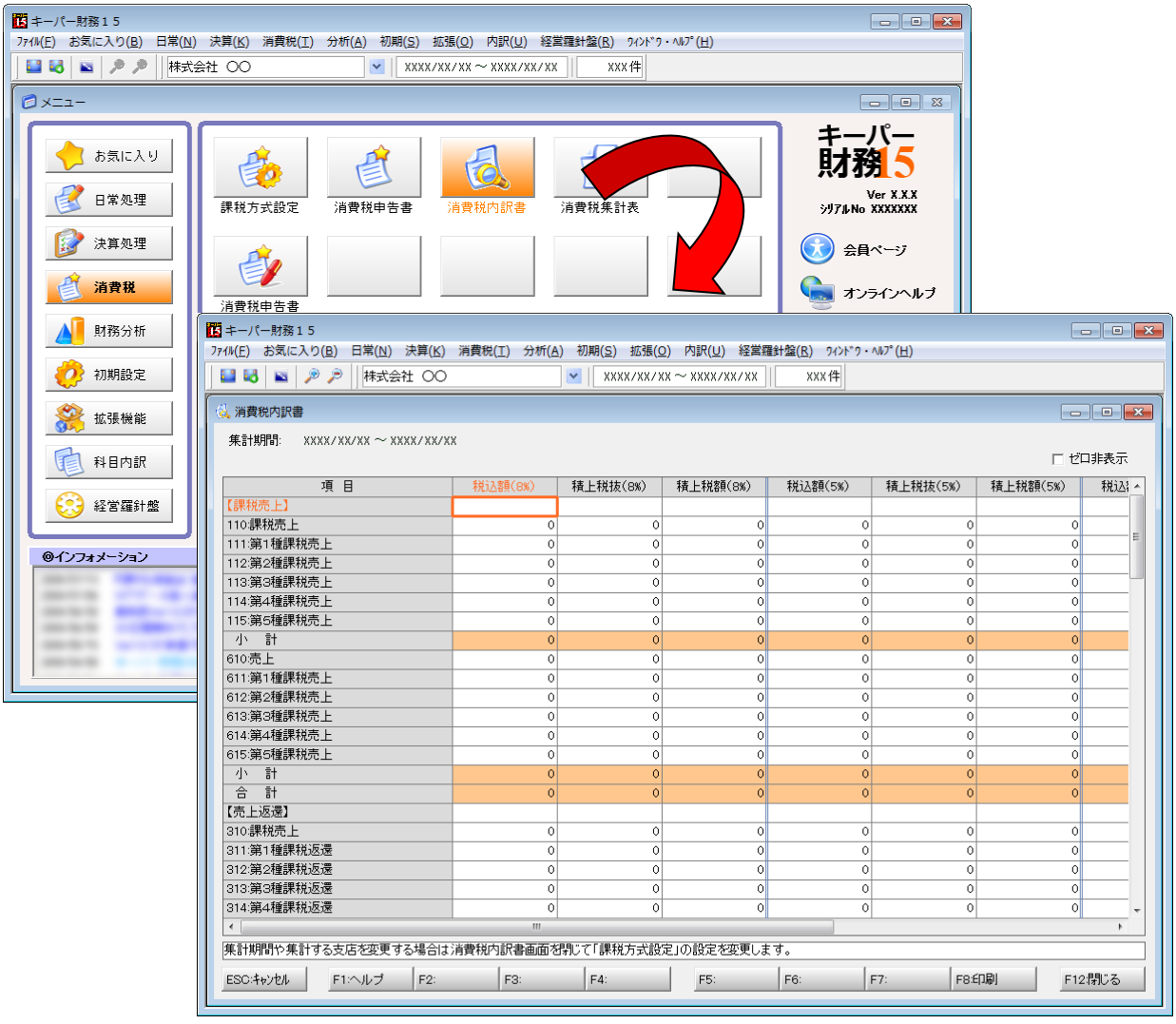

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動する内容は以下のとおりです。次ページ以降の各画面・帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

一般用

［基礎データ］画面
- 売上（8%分）
- 仕入（8%分）
- 貸倒（8%分）
- 売上（5%分）
- 仕入（5%分）
- 貸倒（5%分）
- 売上（3%分）
- 仕入（3%分）
- 貸倒（3%分）

消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

簡易課税用

［基礎データ］画面
- 売上（8%分）
- 返還（8%分）
- 貸倒（8%分）
- 売上（5%分）
- 返還（5%分）
- 貸倒（5%分）
- 売上（3%分）
- 返還（3%分）
- 貸倒（3%分）

[基礎データ(一般用)]画面

売上（8%分）

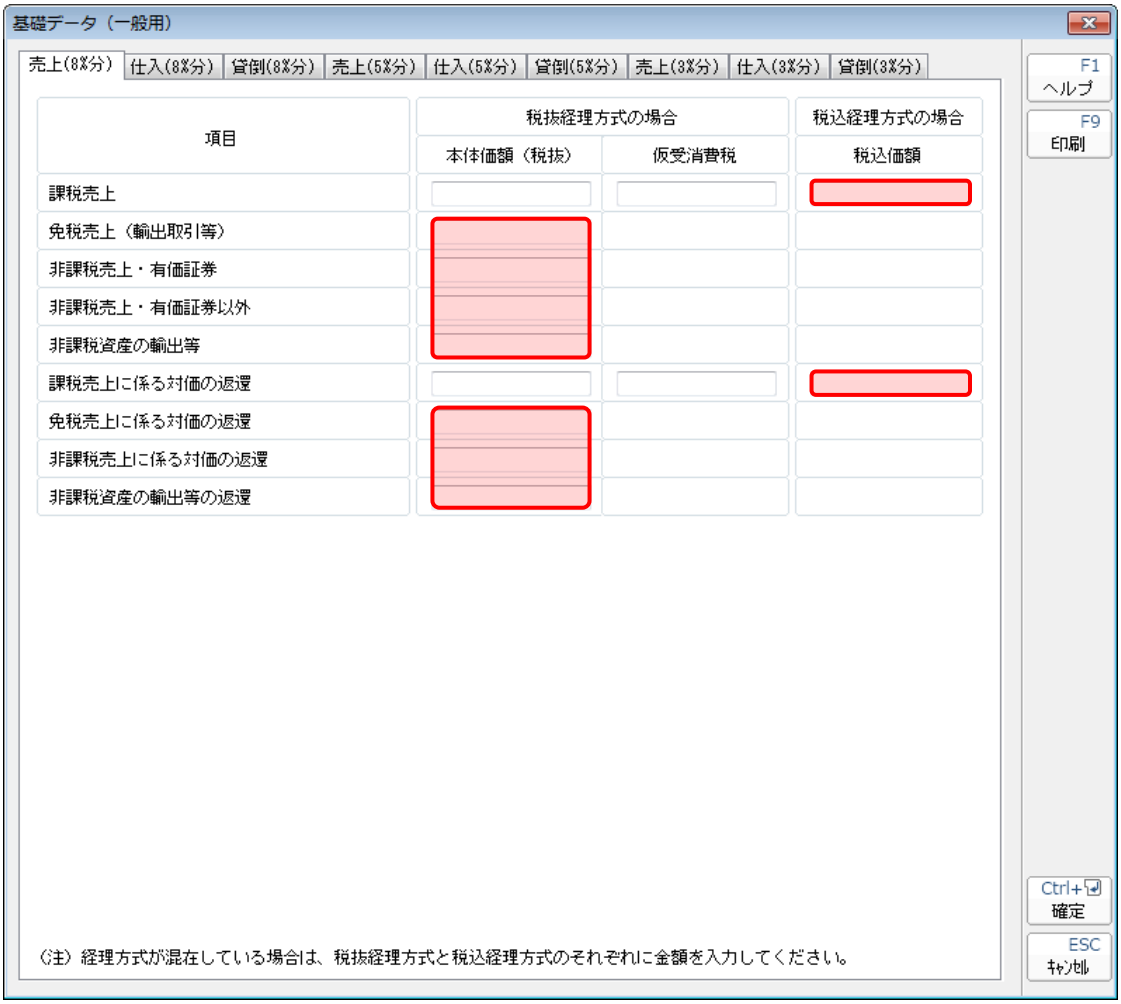

仕入（8%分）

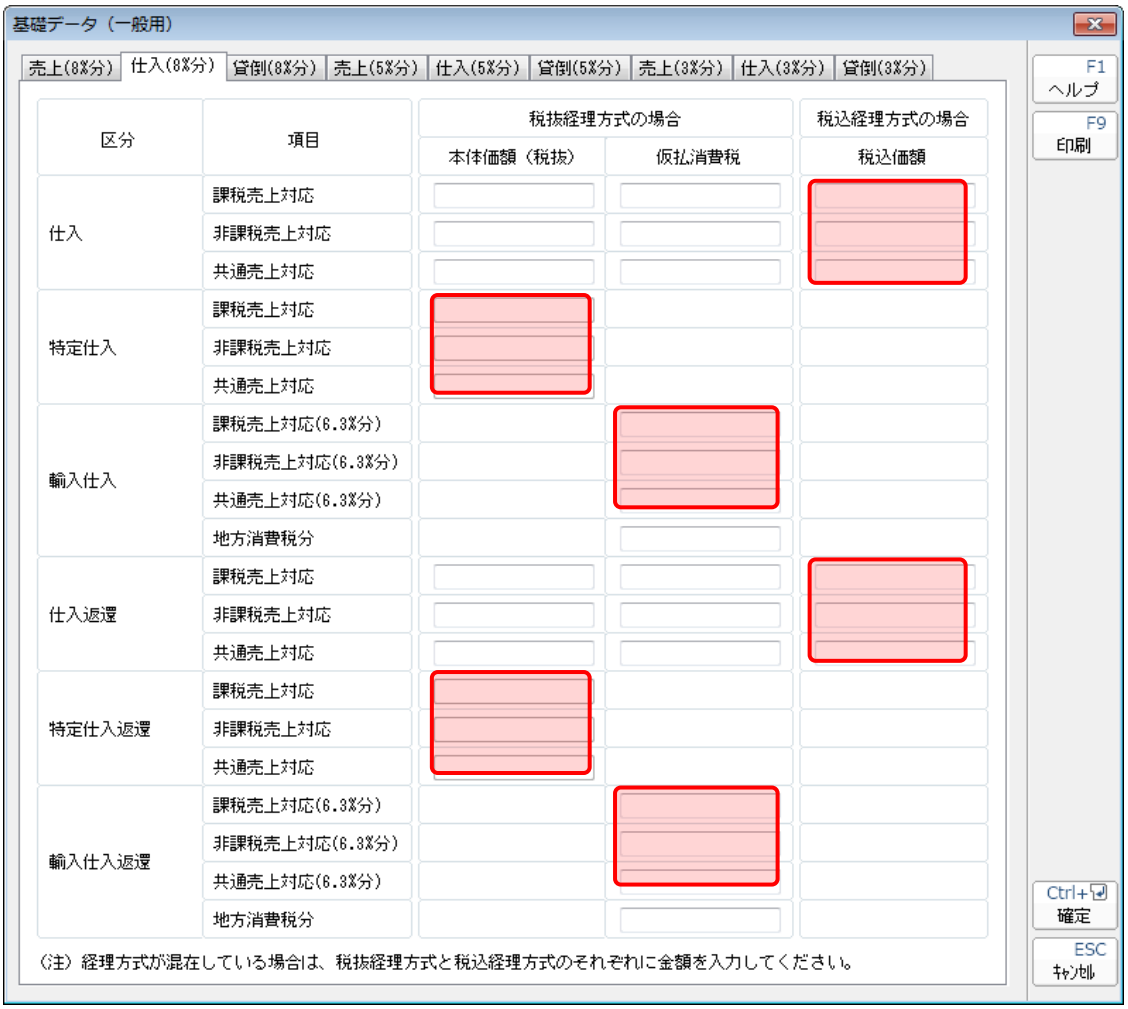
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
区分
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮払消費税
税込経理方式の場合
税込価額
仕入
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
特定仕入
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入
課税売上対応(6.3%分)
非課税売上対応(6.3%分)
共通売上対応(6.3%分)
地方消費税分
仕入返還
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
特定仕入返還
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入返還
課税売上対応(6.3%分)
非課税売上対応(6.3%分)
共通売上対応(6.3%分)
地方消費税分
(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

貸倒（8%分）

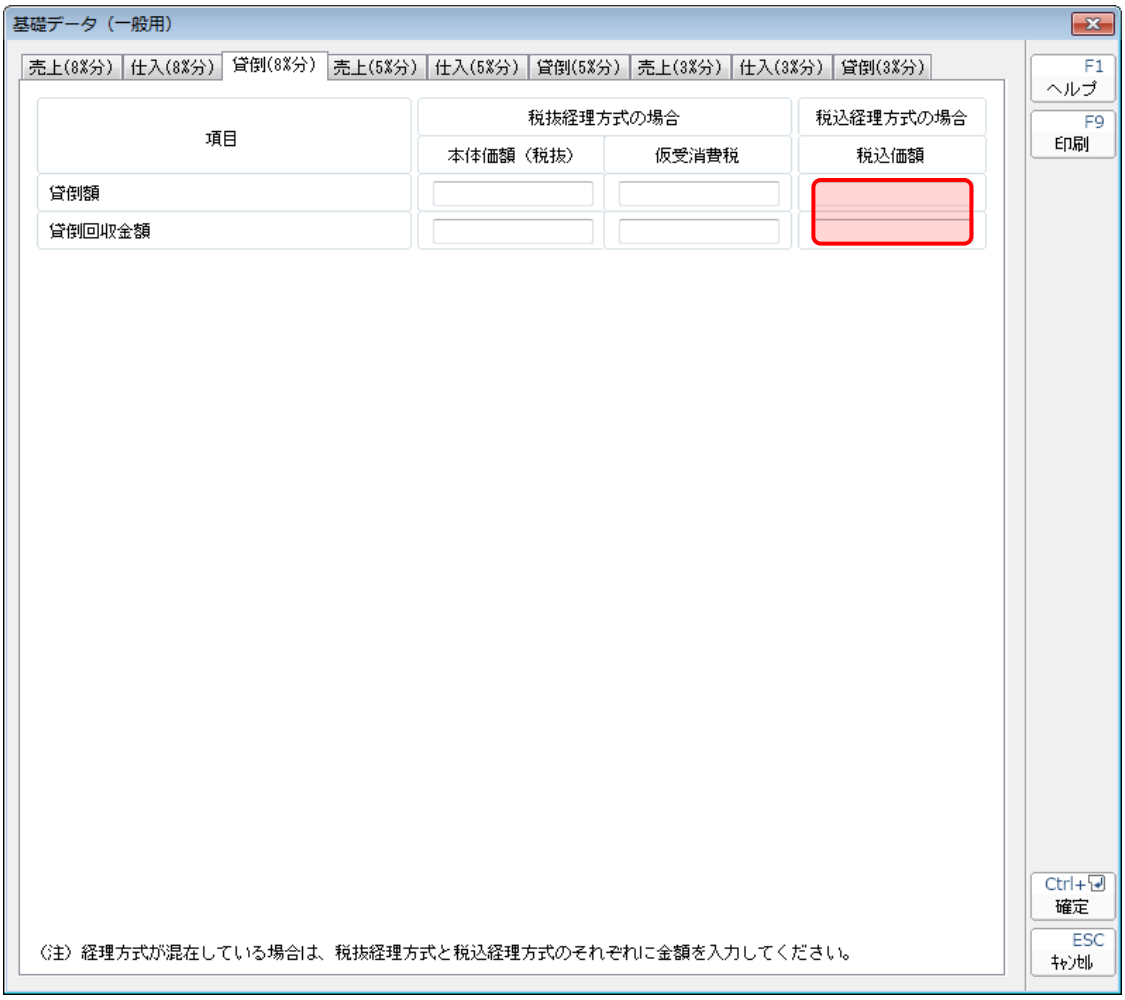
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

売上（5%分）

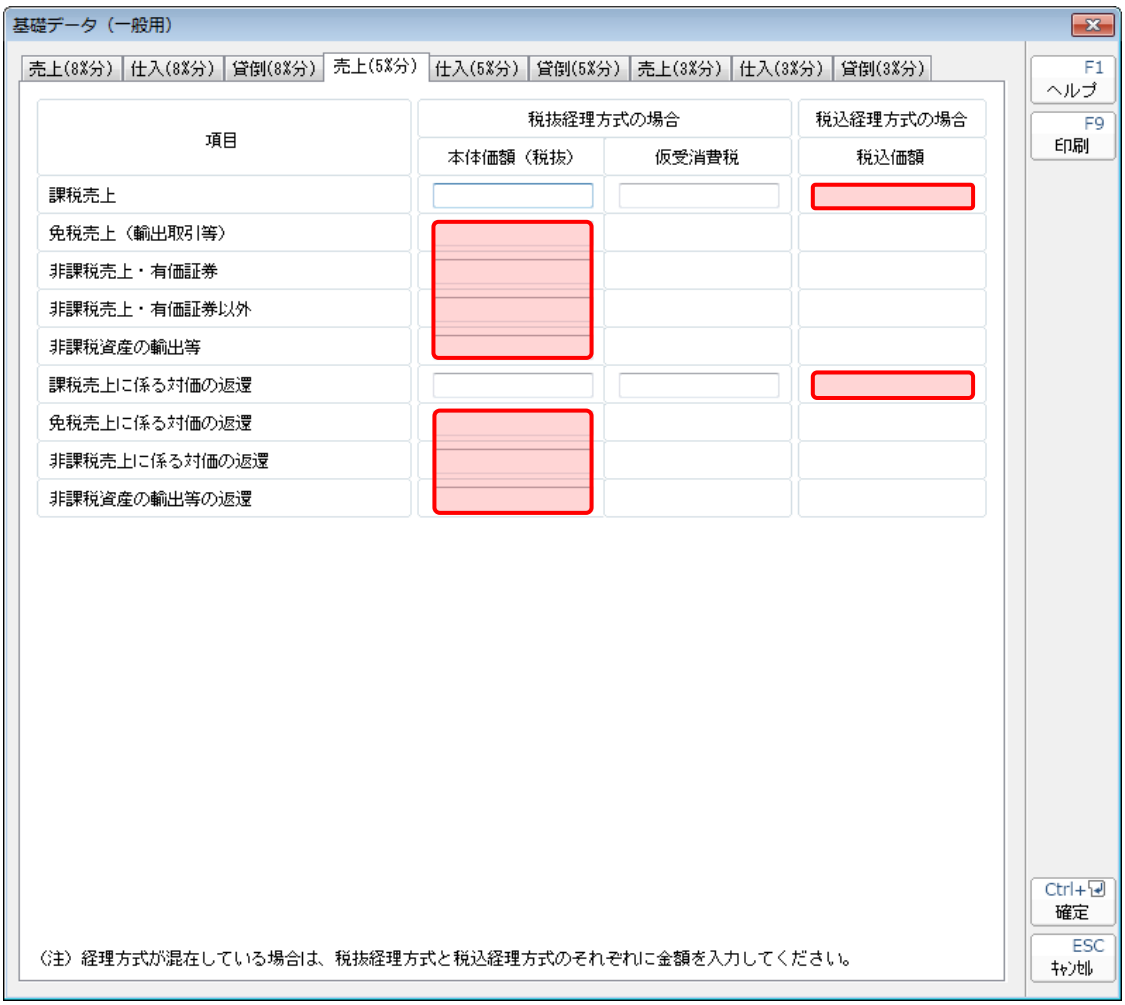
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上
免税売上（輸出取引等）
非課税売上・有価証券
非課税売上・有価証券以外
非課税資産の輸出等
課税売上に係る対価の返還
免税売上に係る対価の返還
非課税売上に係る対価の返還
非課税資産の輸出等の返還
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

仕入（5%分）

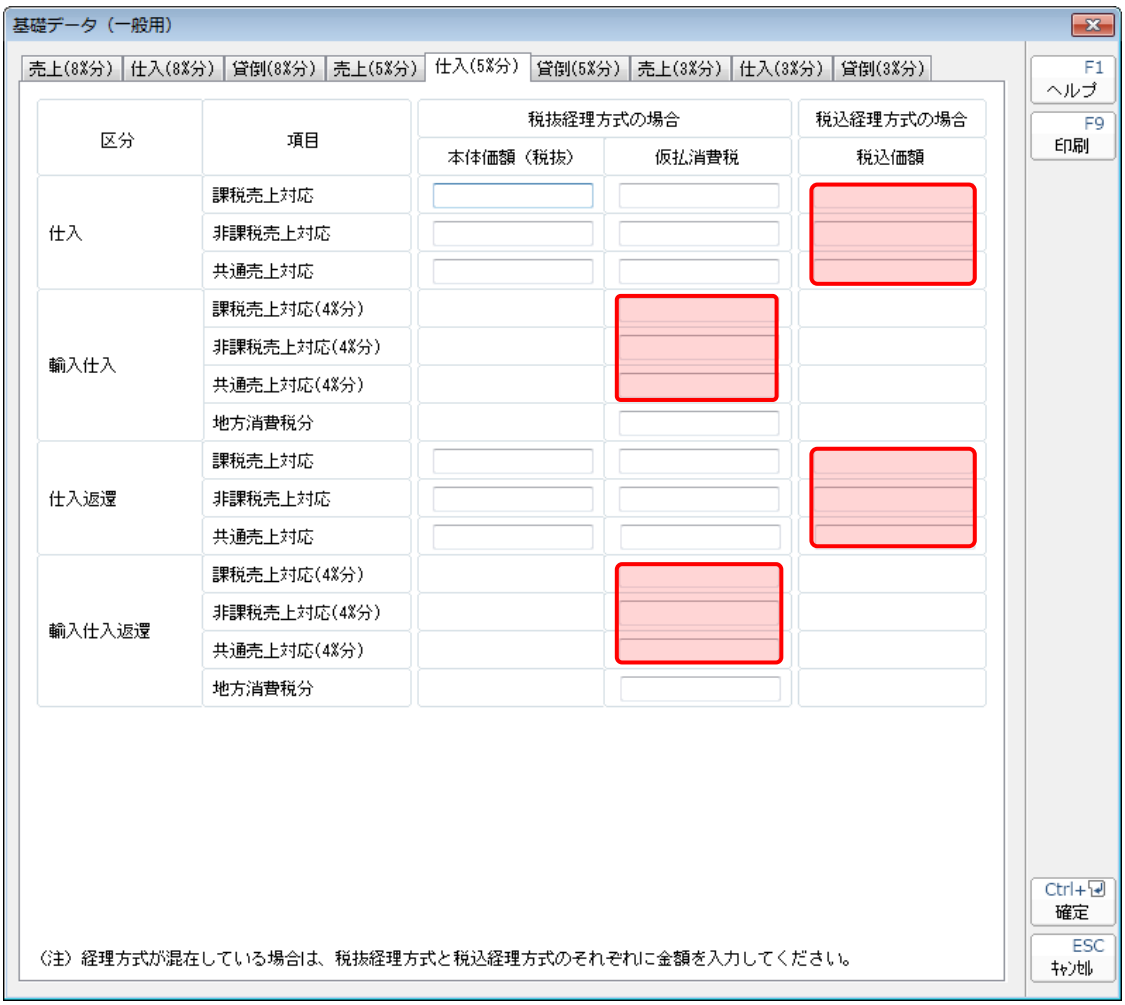
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
区分
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮払消費税
税込経理方式の場合
税込価額
仕入
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入
課税売上対応(4%分)
非課税売上対応(4%分)
共通売上対応(4%分)
地方消費税分
仕入返還
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入返還
課税売上対応(4%分)
非課税売上対応(4%分)
共通売上対応(4%分)
地方消費税分
(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
Ctrl+ 確定
ESC ｷｬﾝｾﾙ

貸倒（5%分）

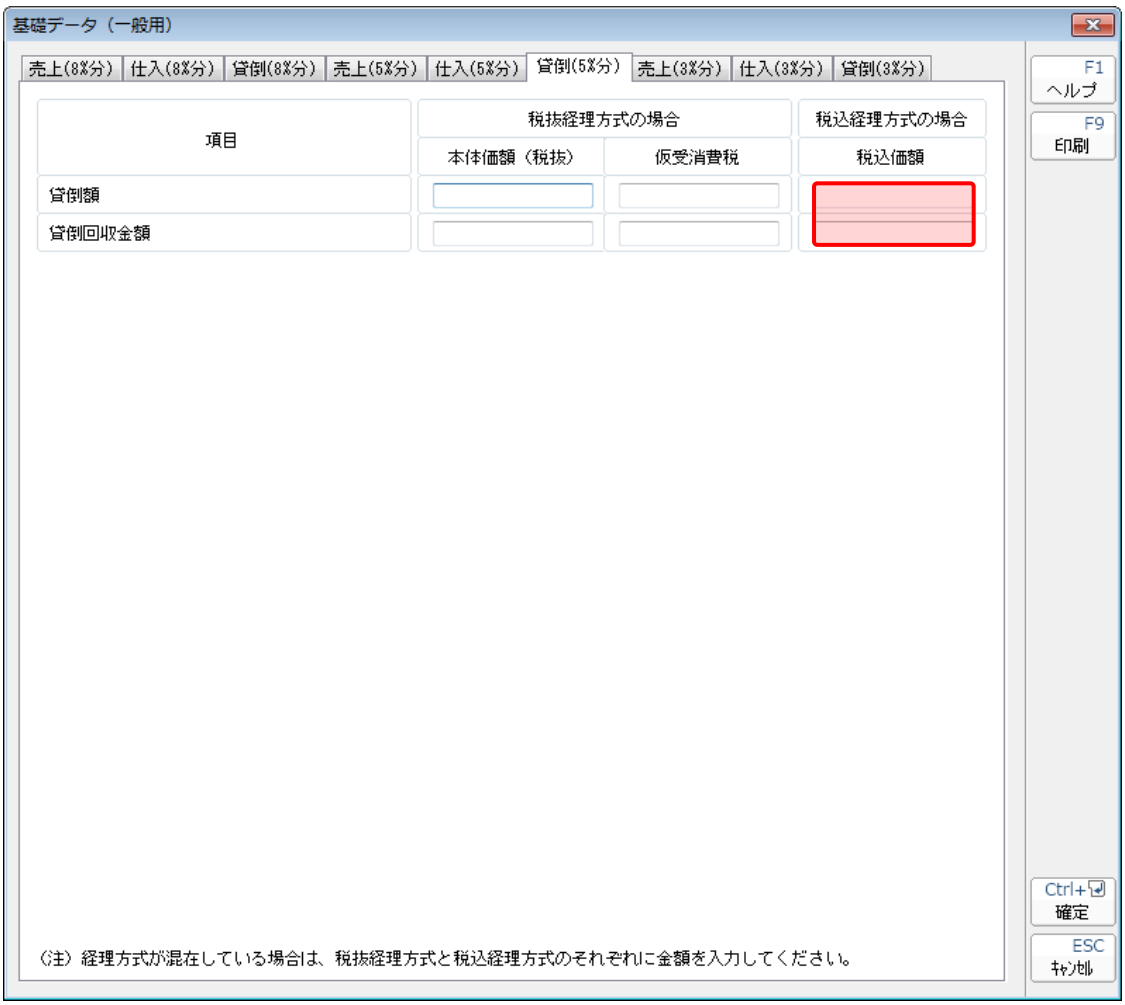
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

売上（3%分）

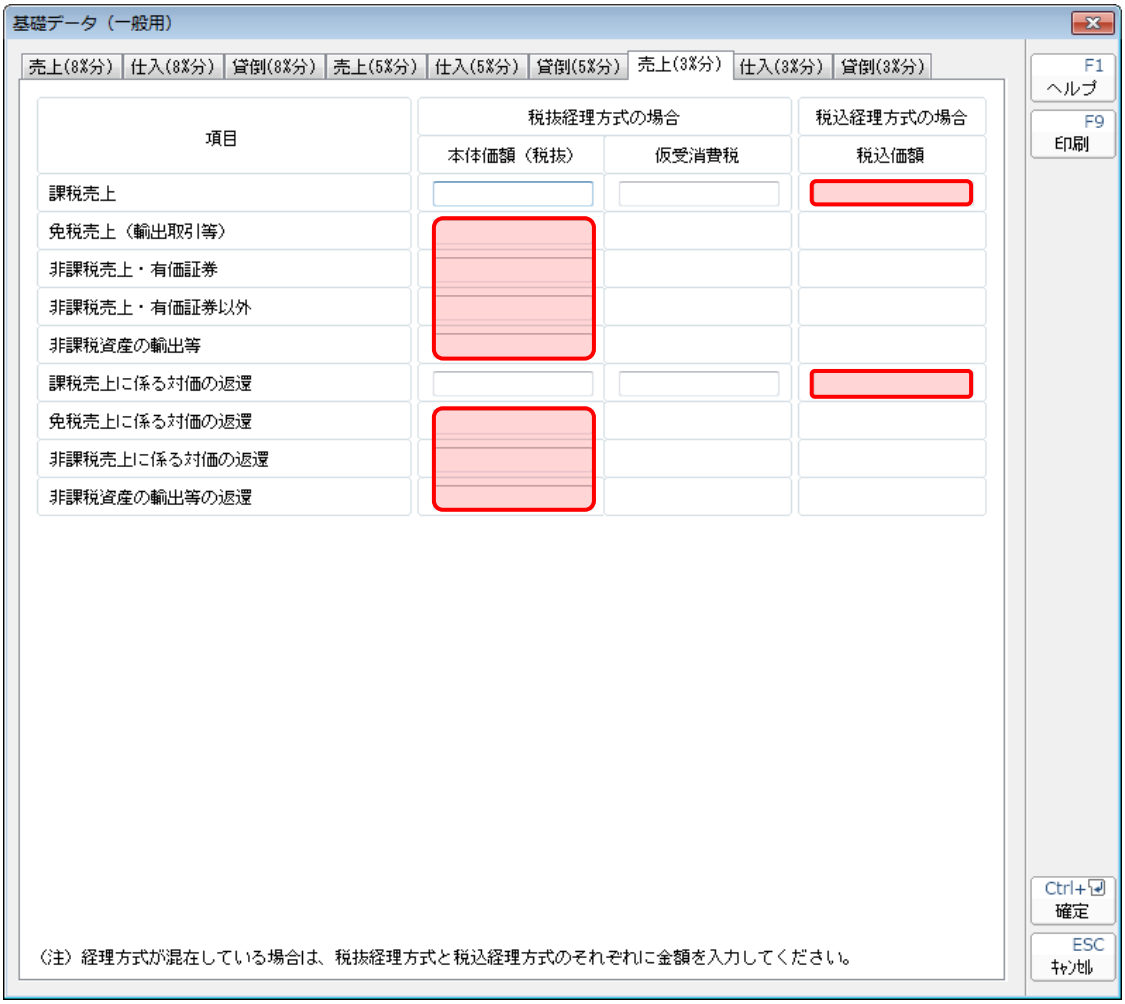
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
F1
ヘルプ
F9
印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上
免税売上（輸出取引等）
非課税売上・有価証券
非課税売上・有価証券以外
非課税資産の輸出等
課税売上に係る対価の返還
免税売上に係る対価の返還
非課税売上に係る対価の返還
非課税資産の輸出等の返還
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

仕入（3%分）

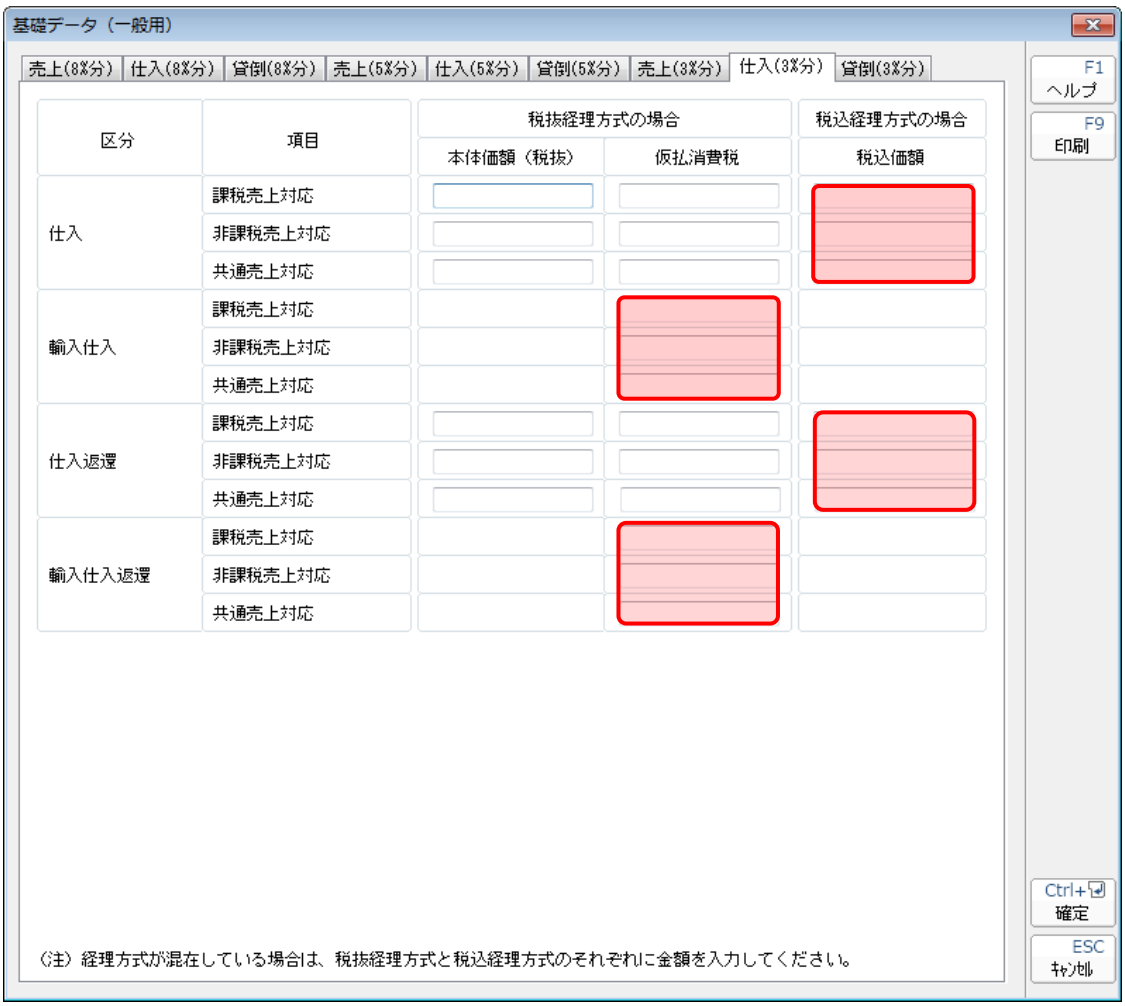
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
区分
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮払消費税
税込経理方式の場合
税込価額
仕入
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
仕入返還
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入返還
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

貸倒（3%分）

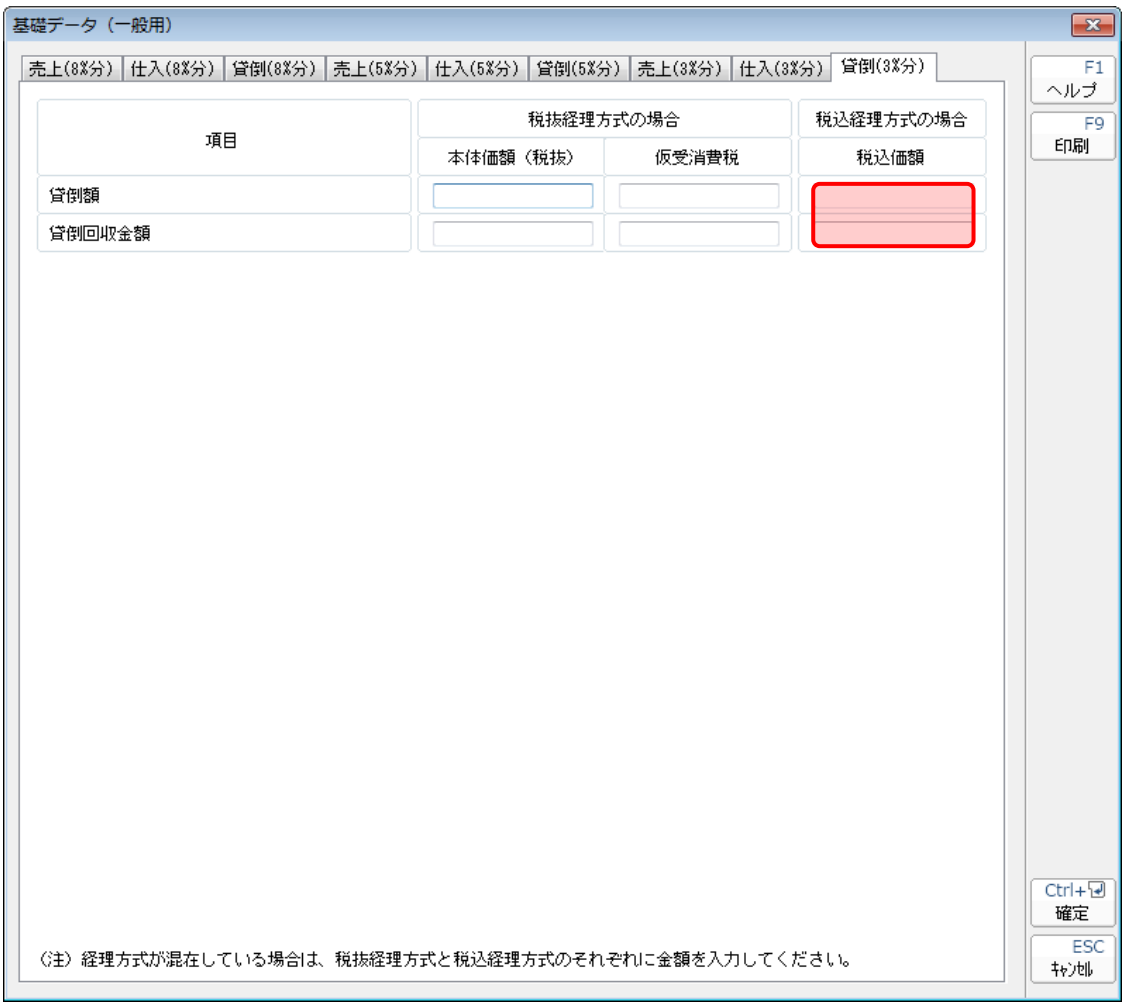
基礎データ（一般用）
売上(8%分)
仕入(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
仕入(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
仕入(3%分)
貸倒(3%分)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

2面

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区分			㋑決算額(税込・税抜)	㋺左のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺)課税仕入高
事業所得	仕入金額(製品製造原価)	①	円	円	円
	必要経費	②			
	固定資産等の取得価額	③			
	小計(①＋②＋③)	④			
不動産所得	必要経費	⑤			
	固定資産等の取得価額	⑥			
	小計(⑤＋⑥)	⑦			
所得	仕入金額	⑧			
	必要経費	⑨			
	固定資産等の取得価額	⑩			
	小計(⑧＋⑨＋⑩)	⑪			
課税仕入高の合計額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 平成 26 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2／2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

2面

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位:千円

区分			㋑決算額(税込・税抜)	㋺㋑のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺)課税仕入高
損益科目	商品仕入高等	①			
	販売費・一般管理費	②			
	営業外費用	③			
	その他	④			
	小計	⑤			

区分			㋑資産の取得価額(税込・税抜)	㋺㋑のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺)課税仕入高
資産科目	固定資産	⑥			
	繰延資産	⑦			
	その他	⑧			
	小計	⑨			
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤＋⑨の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2／2)

[基礎データ(簡易課税用)]画面

売上（8%分）

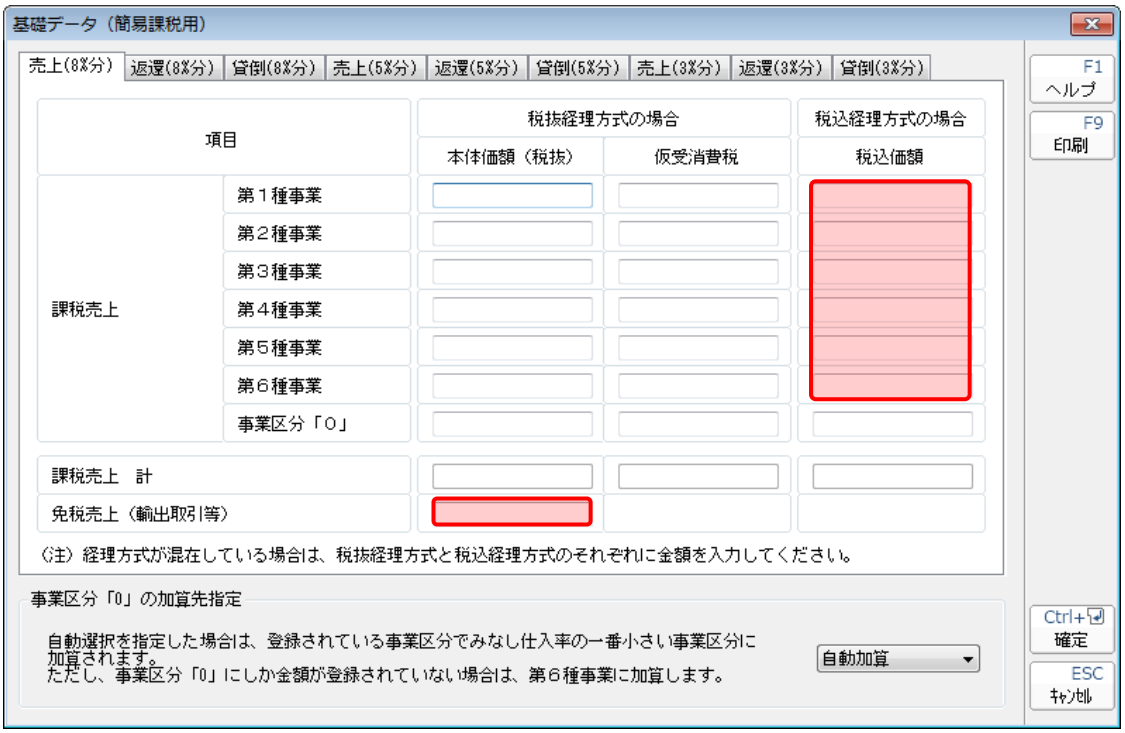

返還（8%分）

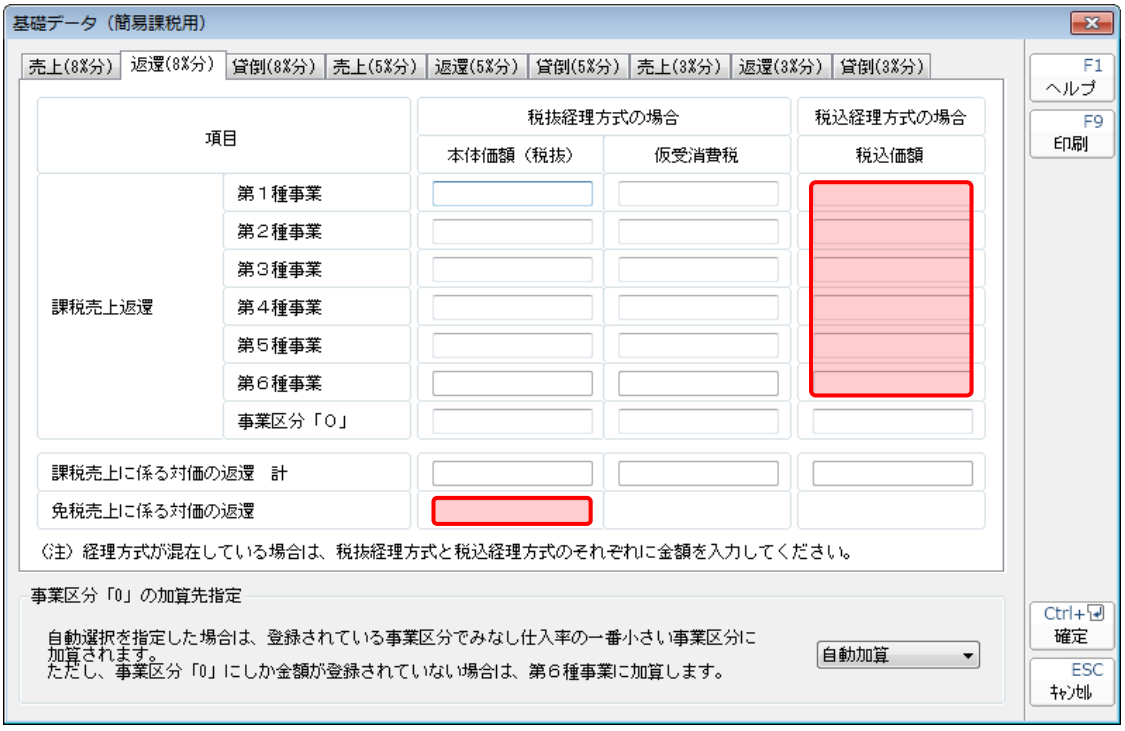

貸倒（8%分）

基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

売上(5%分)

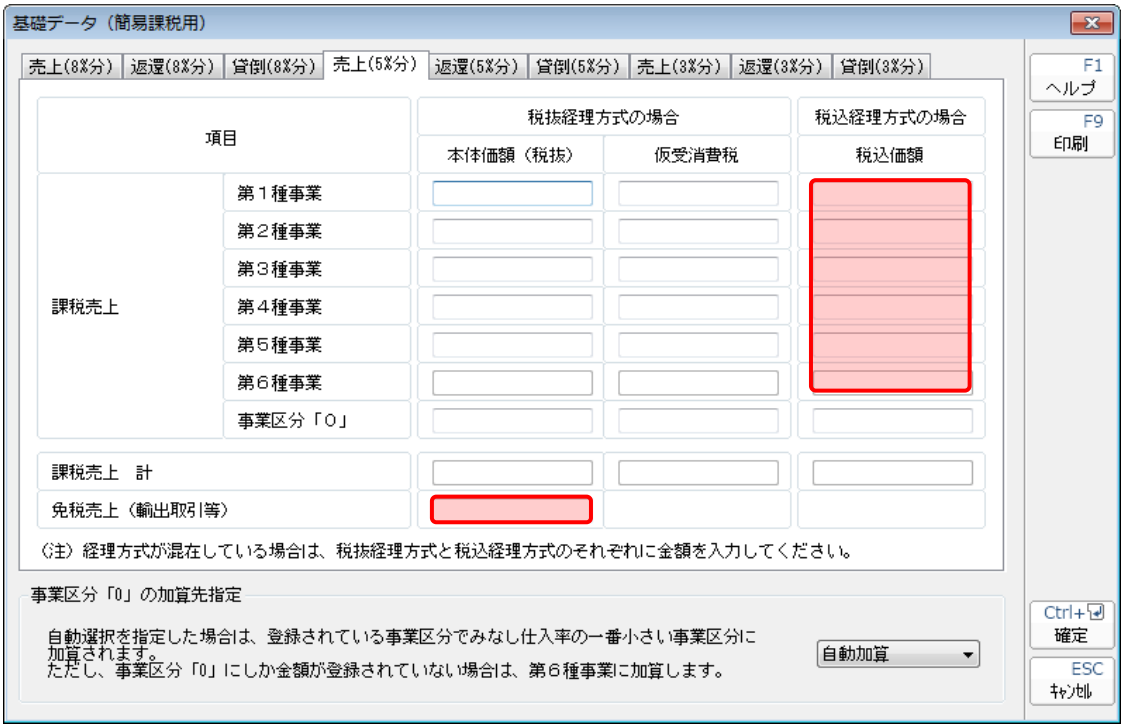
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上
第1種事業
第2種事業
第3種事業
第4種事業
第5種事業
第6種事業
事業区分「0」
課税売上 計
免税売上（輸出取引等）
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

返還（5%分）

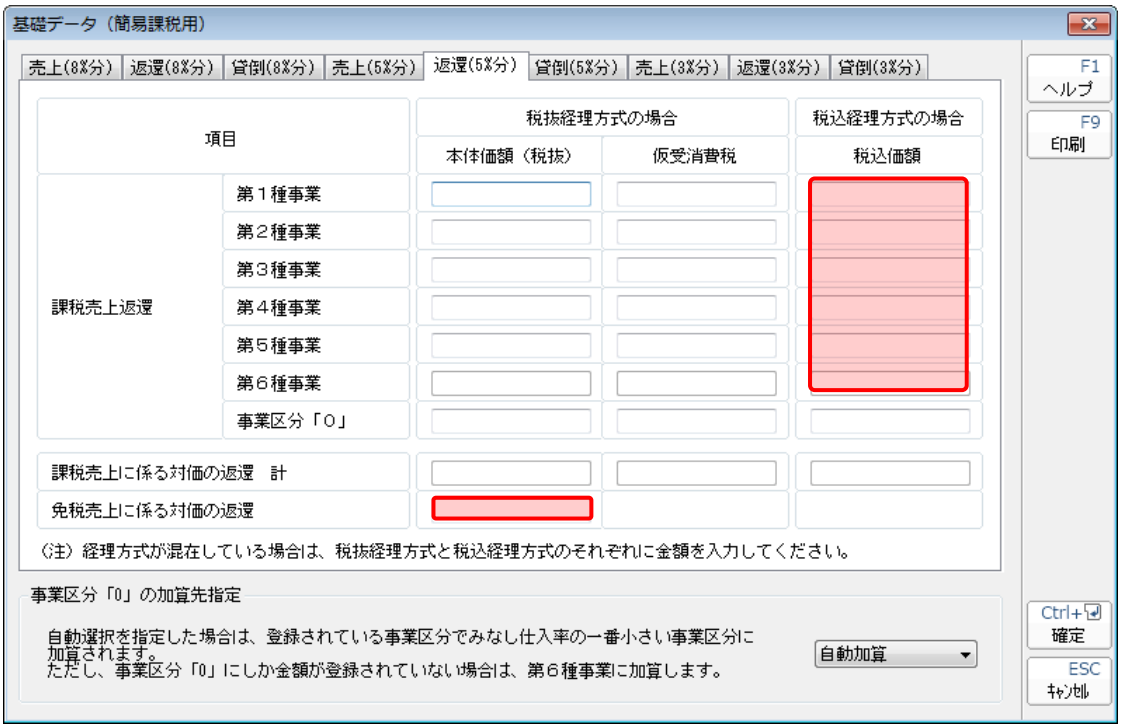
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上返還
第１種事業
第２種事業
第３種事業
第４種事業
第５種事業
第６種事業
事業区分「０」
課税売上に係る対価の返還　計
免税売上に係る対価の返還
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC ｷｬﾝｾﾙ

貸倒（5%分）

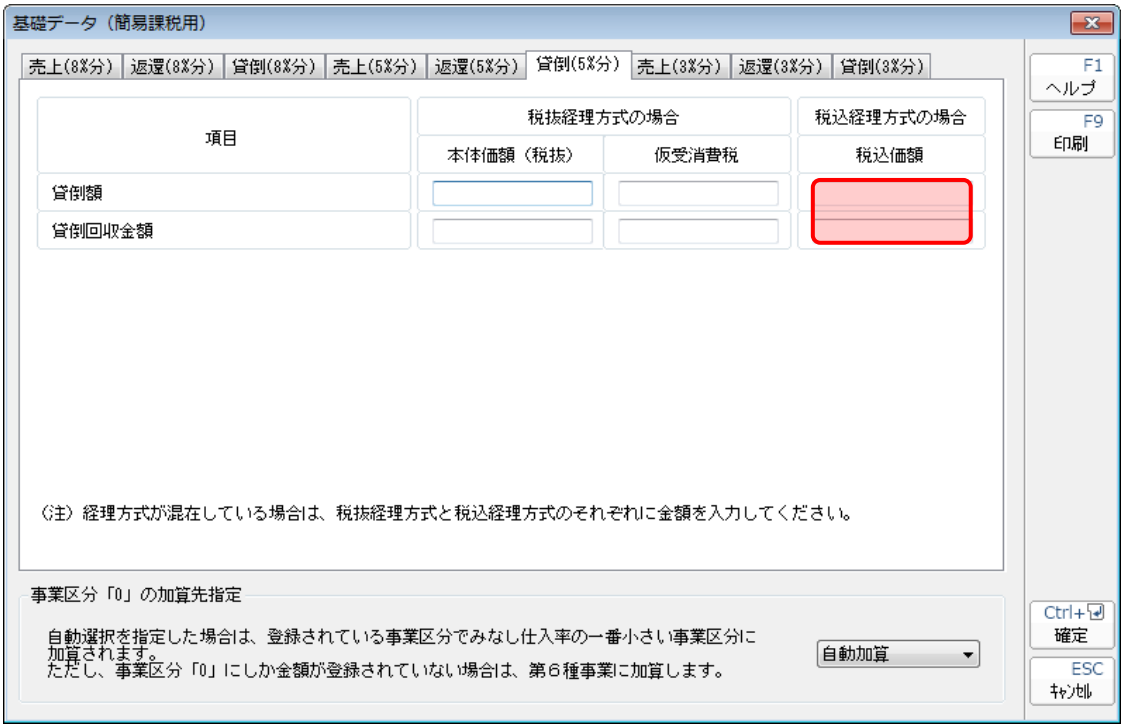
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC ｷｬﾝｾﾙ

売上（3%分）

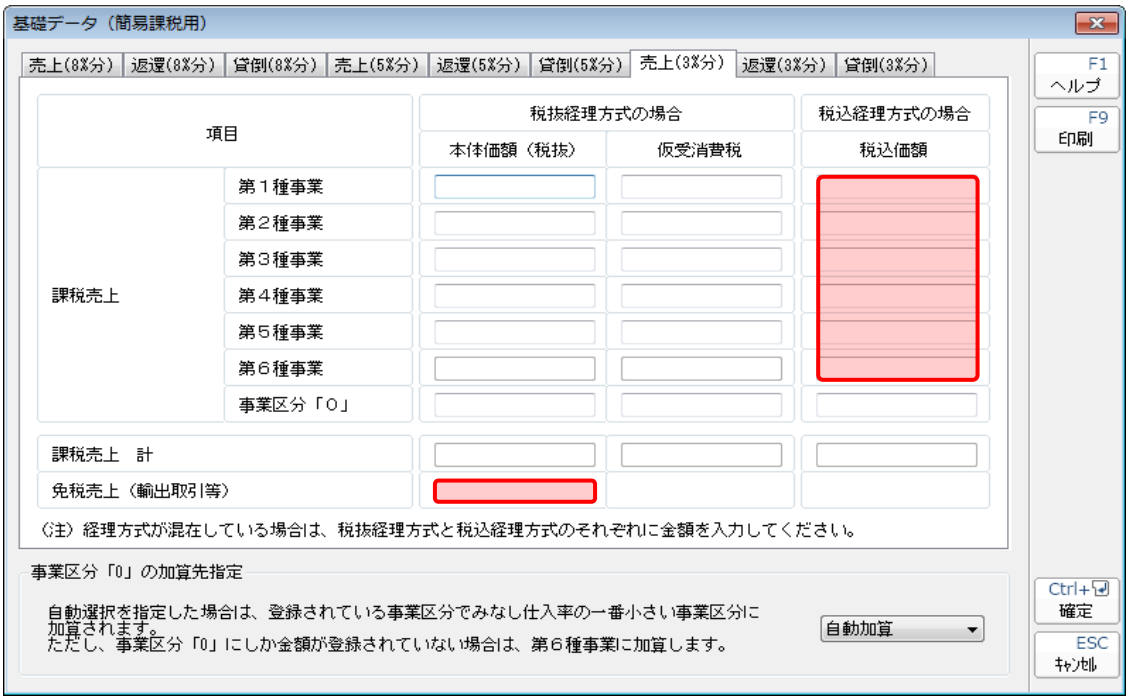
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上
第１種事業
第２種事業
第３種事業
第４種事業
第５種事業
第６種事業
事業区分「0」
課税売上　計
免税売上（輸出取引等）
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC ｷｬﾝｾﾙ

返還（3%分）

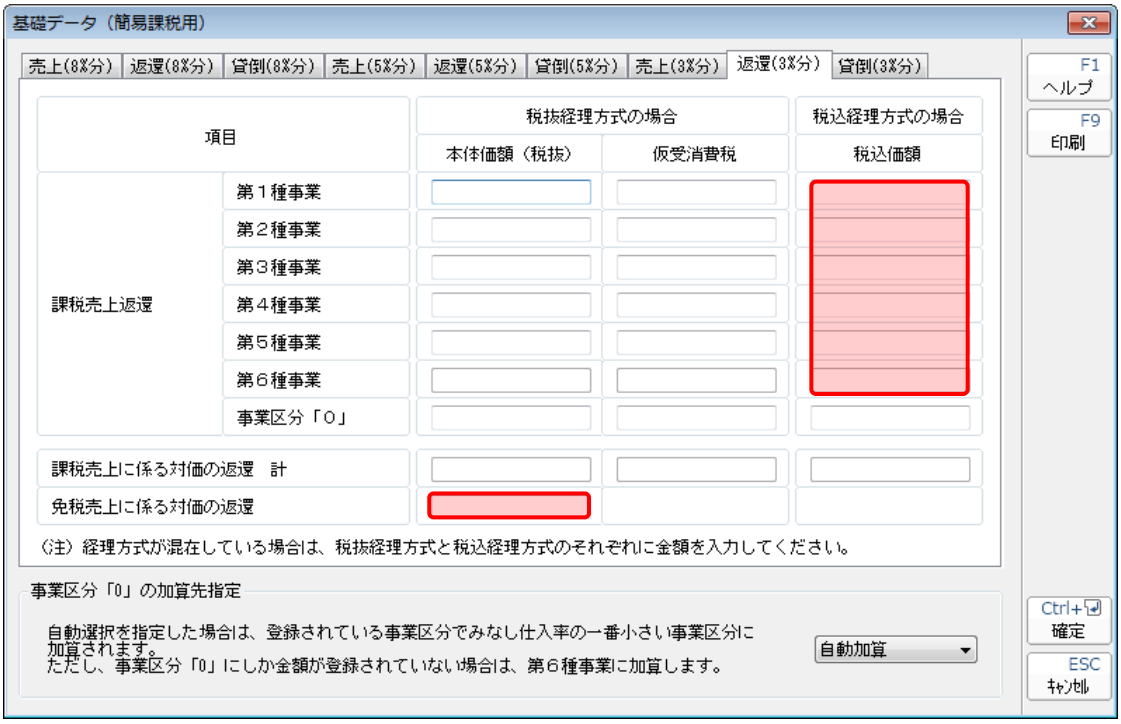
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
F1 ヘルプ
F9 印刷
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
課税売上返還
第１種事業
第２種事業
第３種事業
第４種事業
第５種事業
第６種事業
事業区分「0」
課税売上に係る対価の返還　計
免税売上に係る対価の返還
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
Ctrl+ 確定
ESC ｷｬﾝｾﾙ

貸倒（3%分）

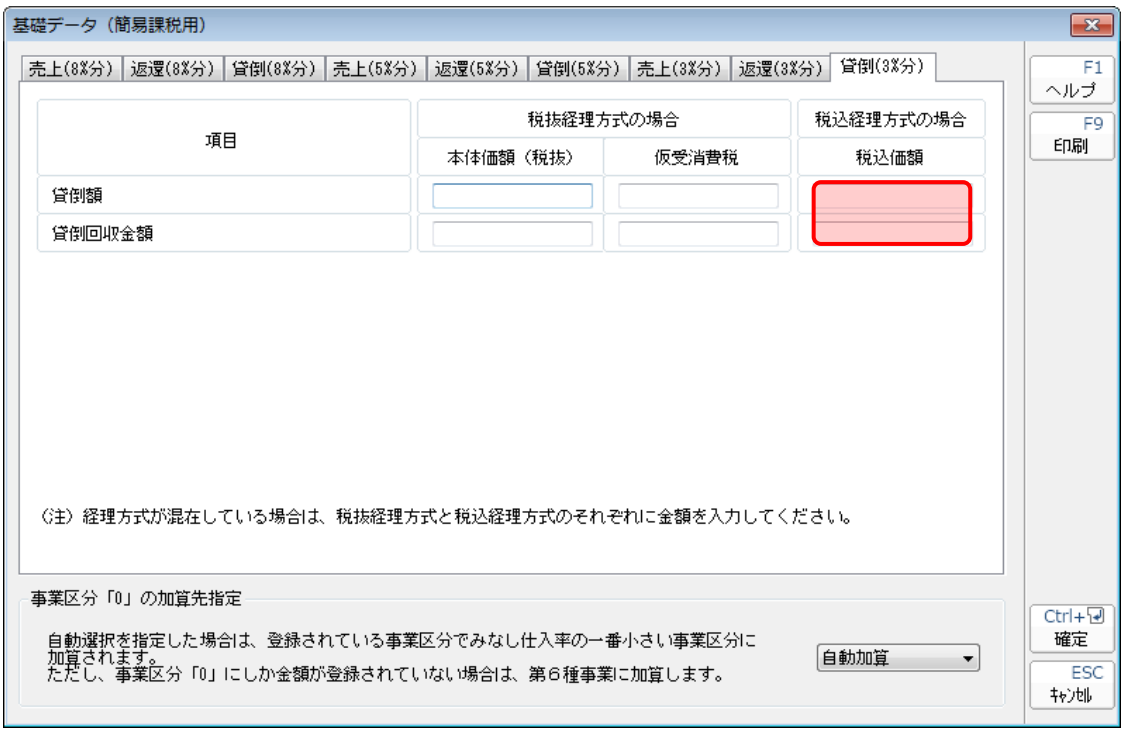
基礎データ（簡易課税用）
売上(8%分)
返還(8%分)
貸倒(8%分)
売上(5%分)
返還(5%分)
貸倒(5%分)
売上(3%分)
返還(3%分)
貸倒(3%分)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。
自動加算
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

7.アンインストール方法

「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。

> **注意**
>
> アンインストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. **Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。**

［コントロールパネル］画面が表示されます。

※ Windows 8以降の場合は、［アプリ］画面に表示されている「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」を右クリック－［アンインストール］をクリックし、手順3に進みます。

2. **[プログラムのアンインストール]をクリックします。**

［プログラムのアンインストールまたは変更］画面が表示されます。

※ ［コントロールパネル］画面をアイコン表示にしている場合は、［プログラムと機能］をクリックします。

3. **[消費税の達人(平成26年度版 以降)fromキーパー財務１５]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**

確認画面が表示されます。

4. **[はい]ボタンをクリックします。**

終了画面が表示されます。

5. **[OK]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のソフトウエア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は株式会社シスプラに帰属するものとします。
- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び株式会社シスプラは一切の賠償の責任を負いません。
- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５」のソフトウエア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

消費税の達人（平成26年度版 以降）fromキーパー財務１５
運用ガイド

平成27年11月3日改訂版